

産業標準化法に基づく
認定産業標準作成機関に関するガイドライン
(第3版)

令和4年9月20日
経済産業省 産業技術環境局
基準認証政策課

内容

0. 本ガイドラインの位置づけ.....	1
1. 認定機関制度創設の趣旨.....	1
2. 認定	1
2.1 認定の申請	2
2.1.1 認定の申請の流れ.....	3
2.1.2 認定の申請書	3
2.2 認定の基準	9
2.2.1 欠格要件	10
2.2.2 知識及び能力に関する基準.....	10
2.2.3 実施の方法及び実施体制の基準.....	13
3. 認定の更新	21
4. 変更	22
4.1 変更の認定	23
4.2 軽微な変更の届出.....	23
5. 廃止の届出	24
6. 帳簿の記載	25
6.1 帳簿及びその保存期間.....	25
6.2 電磁的記録による帳簿の作成及び保存.....	27
7. 資料等の公表	28
8. 産業標準作成責任者の責務	28
9. 既存の JIS との重複排除等	29
10. 一覧表の作成等	29
10.1 電子情報処理組織による手続の特例.....	30
10.2 識別番号等の通知	31
11. JIS 案の作成方法	32
12. 報告徴収、立入検査、改善命令及び取消し.....	32
12.1 報告徴収及び立入検査.....	32
12.2 改善命令.....	33
12.3 取消し.....	33
13. 認定機関による JIS 制定等の流れ.....	33
13.1 制定等の流れ.....	33
13.2 主務大臣による命令に基づく JIS 案の作成.....	36
13.3 主務大臣からの命令による見直し.....	37
13.4 主務大臣による命令によらない見直し.....	38
【参考資料】	40
1. 関係法令	41
① 産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）（抜粋）	41
② 産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣等を定める政令（平成 12 年政令第 296 号）	46

③ 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令（昭和 55 年政令第 266 号）（抜粋）	47
④ 産業標準化法施行規則（昭和 24 年總理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第 1 号）（抜粋）	48
⑤ 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成 30 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）（様式は抜粋）	49
⑥ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（抜粋）	60
⑦ 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 7 号）（認定機関法 28 条部分抜粋）	60
⑧ 産業標準化法に係る電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準（平成 17 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）	61
⑨ 電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準（平成 30 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 2 号）（抜粋）	63
⑩ 電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者があらかじめ提出すべき書面等の様式（平成 30 年経済産業省省告示第 218 号）	63
2. WTO/TBT 協定（任意規格関連部分抜粋）	66
3. 産業標準案等審議・審査ガイドライン（抜粋）	69

【凡例】

「法」	産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）
「主務大臣政令」	産業標準化法第 71 条第 1 項の主務大臣等を定める政令（平成 12 年政令第 296 号）
「認定機関政令」	産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令（昭和 55 年政令第 266 号）
「規則」	産業標準化法施行規則（昭和 24 年総理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・電気通信省・労働省・建設省令第 1 号）
「機関命令」	産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成 30 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）
「電磁的記録保存規則」	産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 7 号）
「電磁的保存告示」	産業標準化法に係る電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準（平成 17 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
「電子申請基準告示」	電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準（平成 30 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 2 号）
「電子申請様式告示」	電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者があらかじめ提出すべき書面等の様式（平成 30 年経済産業省告示第 218 号）
「WTO/TBT 協定」	World Trade Organization（世界貿易機関）/Technical Barriers to Trade（貿易の技術的障害に関する協定）

0. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、認定産業標準作成機関（以下「認定機関」という。）制度について、産業標準化法関連法令で定めている規定に基づき、認定の申請に際して留意すべき事項や認定後に認定機関が遵守しなければならない事項について、特化してわかりやすく一体的に示す観点から定めるものである。

1. 認定機関制度創設の趣旨

平成 30 年の法改正前は、JIS の制定を主務大臣が行う場合は、すべからく日本工業標準調査会（以下「JISC」という。）への付議及び審議等を必要としていた。したがって、工業会、学会等が JIS の原案を作成し、主務大臣への申出を行った後、JIS の制定までの間、これらの事務手続及び JISC での審議等に一定期間を要していた。

第四次産業革命が進展している中、JIS の制定の迅速化が求められていることから、平成 30 年の法改正において、前述のスキームに加えて、特定の範囲において、産業標準の案（以下「JIS 案」という。）を作成する業務について十分な知識及び能力を有し、かつ、産業標準作成業務の実施の方法及び体制の基準を満たす機関をその範囲毎に主務大臣が認定し、当該機関から申出された JIS 案については、JISC の審議を要せずに、JIS を制定できるスキームを追加した。この改正により、JIS の制定の迅速化が行われ、当該 JIS に係るビジネス等が迅速に進む可能性があり、また、こうした恩典を当該機関に付与することでさらに産業標準作成の専門性を高めることが期待できる。かかる目的で創設されたのが認定機関制度である。

※JIS…Japanese Industrial Standards

2. 認定

法第 22 条（第 1 項）

産業標準の案を作成しようとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

JIS 案を作成しようとする者とは、認定を受けて JIS 案を作成し、制定、確認、改正又は廃止（以下「制定等」という。）の申出をしようとする者を指し、任意団体も申請可能である。

主務大臣とは、作成しようとする JIS 案の範囲（以下「業務の範囲」という。）に属する事業を所管する大臣及び経済産業大臣のことである（法第 72 条第 2 項）。したがって、作成しようとする JIS 案の主務大臣が経済産業大臣だけであれば、経済産業大臣だけから認定を受ければよいが、作成しようとする JIS 案の主務大臣が国土交通大臣だけであっても、国土交通大臣及び経済産業大臣から認定を受ける必要がある。

業務の範囲に属する事業を所管する大臣とは、主務大臣政令に規定されている。

なお、既存の JIS の改正案を作成したい場合には、当該 JIS は既に主務大臣により、制定等がされているため、容易に確認が可能である。

2.1 認定の申請

法第22条（第2項）

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。<機関命令第2条>
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名
 - 二 作成しようとする産業標準の案の範囲
 - 三 作成しようとする産業標準の案の作成の業務（以下「産業標準作成業務」という。）に従事する者の知識及び能力に関する事項
 - 四 産業標準作成業務の実施の方法
 - 五 産業標準作成業務の実施体制

機関命令第2条

法第二十二条第二項の規定による申請は、様式第一による申請書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出して行うものとする。

- 2 法第二十二条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 二 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する書類
 - 三 作成しようとする産業標準の案の一覧表
 - 四 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第二十二条第三項第一号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類
 - 五 産業標準作成責任者（第四条第四号に規定する産業標準作成責任者をいう。以下の号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）に関する次に掲げる書類
 - イ 産業標準作成責任者の氏名及び略歴を記載した書類
 - ロ 申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類
 - ハ 申請者が法人である場合であって、ロに該当しない場合においては、雇用契約書の写しその他申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が法第二十二条第三項第一号イ及びロに該当しないことを証する書類
 - 六 次条第一号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類
 - 七 産業標準作成業務に従事する者（前号イに掲げる者を除く。）の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類
 - 八 産業標準作成業務に従事する者が受講した次条第三号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあっては、その旨を証す

- る書類)
- 八 産業標準作成業務に関する組織図
 - 九 産業標準作成委員会（第四条第二号に規定する産業標準作成委員会をいう。）の構成員の氏名、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載した書類
 - 十 第四条第三号及び第五号から第九号までの認定の基準に適合することを確保するための規程
 - 十一 その他主務大臣が必要と認める書類

2.1.1 認定の申請の流れ

法第22条第1項の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本ガイドラインを確認し、2.2の認定の基準を理解し、2.1.2及び2.1.3に示す申請書及び書類を整えた上で経済産業大臣経由で主務大臣に提出する。

審査にあたっては、申請内容の認定基準への適合の確認等を行うが、業務の実施状況等を把握するため、必要に応じて現地調査による確認も行う。

申請書の作成にあたって不明な点等がある場合には、窓口である経済産業省基準認証政策課（以下単に「基準認証政策課」という。）に相談することができる。

2.1.2 認定の申請書

申請者は、機関命令第2条各号に規定する書類を様式第1「認定(認定の更新)申請書」にしたがって、次の(1)～(11)に留意して提出する。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
次の情報を様式第1の適切な箇所に記入する。

①法人番号、②電話番号、③ホームページアドレス、④役員の氏名及び役職名

ここで、③のホームページアドレスは、認定機関業務に関する各種の公表を行うホームページアドレス(URL)、④の役員の氏名及び役職名は、全役員^{注)}を記載する。役員が多数の場合は、別表としてもよい。

注) 法人の場合にあっては、産業標準作成業務に関与しない役員であっても当該法人に属する全役員となる(会員理事を含み、監事を除く。)。

- (2) 作成しようとするJIS案の範囲

業務の範囲は、別表の部門記号に基づく区分を記載する。ここで、区分よりも狭い範囲に限って申請することも可能である。その場合、JISの分類番号やJISで用いられている用語など、適用範囲を明確にする適切な用語を用いる。適用範囲の区分が多い場合には別表として次の表形式でもよい。

例1) 土木及び建築(土工機械に限る。)、鉄鋼(鉄鉱石の分析に限る。)、自動車(シャシ及び車体並びにこれらの試験・評価方法に限る。)、その他(単位、統計及び製図に限る。)

例2) 表形式

区分	適用範囲（左記の区分に応じ下記の範囲に限る。）
土木及び建築	土工機械に限る
鉄鋼	鉄鉱石の分析に限る
自動車	シャシ及び車体並びにこれらの試験・評価方法に限る
その他	単位、統計及び製図に限る

なお、範囲の名称は、より適切な名称とするため、認定にあたって主務大臣が変更することがあり得る。

業務の範囲を決定するにあたっては、その範囲において、産業標準作成業務に従事する者が十分な知識及び能力を有するものとして機関命令第3条第1号及び第3号の基準に適合していること（法第22条第3項第2号）、実施の方法及び実施体制が機関命令第4条第2号から第9号までの基準に適合していること（同項第3号）が求められる。

(3) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（1号）

申請者の業務内容や目的を示す定款並びに氏名又は名称、住所、代表者及び役員の氏名を示す登記事項証明書を別紙書類として提出する。

定款には、認定機関として産業標準作成業務を実施する旨が記載されていることが望ましいが、認定を受ける前に定款を改正することが困難である場合にあっては、少なくともJIS原案作成団体としての業務を実施していることが確認が必要である。

「これらに準ずるもの」とは、任意団体の場合、定款に準ずるものとして業務内容や目的を記載した規約や会則を指し、登記事項証明書に準ずるものとしては、名称、所在地や構成員の氏名などを証明する書類を指す。

(4) 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する書類（2号）

申請者が産業標準作成業務の開始及び継続に必要な資金等が確保可能であり、当該申請者の実施計画に産業標準作成業務が位置づけられていることを示す書類を別紙書類として提出する。

具体的には、単年の事業計画書、収支予算書及び財務諸表の提出が必要である。

収支予算書及び財務諸表については、中期的な観点からの確認が必要であるため、少なくとも3年分提出する。

(5) 作成しようとするJIS案の一覧表（3号）

申請者の業務の範囲を決定するため、作成しようとするJIS案の一覧表を別紙書類として提出する。わかりやすくするため、(2)で記載した区分及び範囲に応じて次の例のような表形式とする。

○制定の場合

区分が役務でその範囲が家事代行サービスに限る場合

範囲	法第 2条	適用範囲	産業標準 作成委員 会	JIS 番 号	規格名称 (案)	主務 大臣	備考
家事 代行 サー ビス	10～ 12	家事代行サービス（介護、託児を除く。）の用語、種類、内容、品質、評価方法等を規定	サービス	Y〇〇 〇〇	家事代行サービ ス-第1部：品 質及び評価方法	経済 産業	
家事 代行 サー ビス	11 12	家事代行サービス従事者の技能、評価方法、等級等を規定	サービス	Y〇〇 〇〇	家事代行サービ ス-第2部：要 員の技能	経済 産業	

注 1)用紙は横にしてもよい。表形式は分かりやすくするために適宜修正してよい。

- 2) 名称は仮称でよい。
- 3) 法第2条は、該当すると考えられる号番号を全て記載する。
- 4) 適用範囲は、業務の範囲を特定できるよう簡潔に記載する。

○改正等（確認又は廃止を含む。）の場合

例) 区分がその他でその範囲が単位、統計及び製図に限る場合

範囲	産業標準 作成委員会	JIS 番号	規格名称	主務大臣	備考
単位	基本	Z8000-1	量及び単位-第1部：一般	経済産業	
統計	基本	Z8101-2	統計-用語及び記号-第2 部：統計の応用	経済産業	(一財)〇〇〇
製図	基本	Z8310	製図総則	経済産業	

注 1)用紙は横にしてもよい。表形式は分かりやすくするために適宜修正してよい。

- 2) 他団体がJIS原案作成団体となっているJISを対象とする場合は、例)の備考欄のように現在のJIS原案作成団体名称を記載する。

一覧表は、申請者の業務の範囲を決定するために必要となるため、申請時に具体的な改正等の計画がなくても含めることができる。ただし、認定後、業務の範囲内で利害関係者からの改正の意見があった場合、対応国際規格の改正及び技術的に陳腐化した場合等における改正の必要性の検討対応、5年見直しへの対応、JISの内容に対する問い合わせ対応等の運用上の対応が必要となる。

また、現在、他団体がJIS原案作成団体となっているJIS案を一覧表に含めることも可能である。その場合、当該JIS案について、現在のJIS原案作成団体への了解を得た

上で記載する。

- (6) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第 22 条第 3 項第 1 号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類（4 号）

公的機関等からの証明書を発行することは困難であるため、申請者（申請者が法人の場合にあっては、その法人及びその法人の役員）の氏名及び住所を記載した上で、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者^注）が、申請者（申請者が法人での場合にあってはその法人及びその法人の役員）について法第 22 条第 3 項第 1 号イからハまでのいずれにも該当しないことを証明した書類を作成してもよい。

注) 会員企業が役員である場合等、代表者が証明することが困難である場合にあっては、役員自らが証明してもよい。

ここで、「その法人の業務を行う役員」とは、法人における業務を行う役員のことであり、具体的には株式会社の取締役、公益法人の理事等を指し、法人の業務を監査する者は、法人の役員であっても業務を行う役員には含まれない。

- (7) 産業標準作成責任者（5 号）

産業標準作成業務を統括管理する責任者（以下「産業標準作成責任者」という。）を 1 名選任し（機関命令第 4 条 4 号）、様式第 1 に必要事項を記載するとともに、別紙書類として、次の①～④の書類を添付する。

なお、産業標準作成責任者は、業務を統括管理するだけでなく、主務大臣担当者との連絡窓口にもなるため、業務で使用する電話番号及び電子メールアドレスを記入する。

①氏名及び略歴を記載した書類

略歴は、JIS 案の作成等に関連する部分を中心に記載すればよく（学歴や JIS 案の作成に関係のない資格等の記載は不要。）、機関命令第 3 条第 1 号に適合していることが、略歴によって確認できれば、④の書類は必要ない。この場合、単に役職名や肩書きだけを記載するのではなく、従事した業務が基準に適合していることがわかるように、例えば、JIS 原案作成実績や JISC の専門委員会委員での審議実績等を記載する。また、JIS 案の作成の実務の経験年数が 5 年以上であることを確認できるように業務の始期及び終期の年月を記載する。

なお、略歴は、申請者の人事担当者が発行することが望ましいが、機関命令第 3 条第 1 号に適合している旨の履歴を人事担当者が把握していない場合は、本人が記載したものと人事担当者等が確認し、証明することによって提出してもよい。

②申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類

産業標準作成責任者は、必ずしも役員である必要はないが、役員である場合は、役員である旨を証する書類を添付する。ただし、8.（機関命令第 12 条）に記載のとおり、業務を統括管理し、産業標準作成業務に従事する者への教育訓練等の業務が求められることから、管理職であることが望ましい。

なお、役員である場合、（3）の登記事項証明書によって役員であることが確認することができれば、このために別途書類を提出する必要はない。

③申請者が法人である場合であって、当該申請者の役員でない場合においては、雇用契

約書の写しその他申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が法第 22 条第 3 項第 1 号イ及びロに該当しないことを証する書類

上記②で産業標準作成責任者が役員でない場合、申請者と雇用関係にあることを証明する書類を提出する。

法第 22 条第 3 項第 1 号イ及びロに該当しないことを証する書類は、上記（6）に同じである。

④機関命令第 3 条第 1 号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類

上記①によって基準に適合していることが証明できない場合は、基準に適合している旨が認められることを証する書類を提出する。実務の経験として認められる基準については、2.2.2（1）参照。

（8）産業標準作成業務に従事する者（6号、7号）

産業標準作成業務に従事する者は、JIS 案の作成や産業標準作成委員会の運営（産業標準作成委員会の下部に JIS 素案等を作成するための委員会（以下「WG」という。）を設置する場合は、WG の運営を含む。）に従事する者などであり、別紙書類として、次の①及び②の書類を添付する。ここで、産業標準作成業務に従事する者は必ずしも産業標準作成機関から雇用されている者である必要はなく、産業標準作成責任者の指示・監督の下、その機関における標準作成に係る運用が、公正性を確保し、組織的に安定しているものであればよい。

なお、以下は、産業標準作成業務に従事する者には含まれない。

－産業標準作成委員会や WG に外部組織から委嘱される委員又は関係者

－JIS 案の校正を行う職員

－産業標準作成業務に従事する者の管理の下、補助業務を行う職員や事務手続き等を行う職員

①氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

略歴の留意事項は上記（7）①に同じ。担当する業務は、機関命令第 4 条及び第 11 条から第 16 条までに求められる認定機関としての業務の漏れがなく、かつ、上記（2）における業務の範囲に漏れがないよう産業標準作成業務に従事する者の業務の範囲を決定する。すなわち、一般的な JIS 案の作成業務だけでなく、業務の範囲に属する技術等に関する JIS 案の作成業務に従事していることが求められることになる。

②機関命令第 3 条第 3 号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等の知識を有する者にあっては、その旨を証する書類）

規定されている各種書類の内容は次の a.～c. のとおり。

a. 講習の修了証の写し又はこれに類する書類

講習は、認定機関自らが機関命令第 3 条第 3 号に適合する講習を実施してもよいし、他の組織が実施する講習でもよい。

なお、認定機関自らが実施する場合であって修了証を発行していない場合は、これに類する書類を当該講習を実施する責任者が発行する書類でもよい。ただし、産

業標準作成業務に従事する者自らが発行する書類は認められない。

b. 当該講習の内容及び時間を記した書類

機関命令第3条第3号に適合することが確認できる講習の内容及び時間を記載した書類を提出する。対外的に公表されている講習であれば、講習内容及び時間を確認することができる受講要領などを提出する。認定機関自らが実施している場合にあっては、講習の実施者が作成する実施要領などでもよい。産業標準作成業務に従事する者が自ら作成する実施要領等が認められないのは上記a. に同じ。

c. 当該講習を修了した者と同等の知識を有する者にあっては、その旨を証する書類

この書類は、例えばZ8301に関する講習を受講していない場合にあって、規格調整委員としての実績に基づき十分な知識を有していることを証明することができる書類や初回の認定にあたって、産業標準作成責任者が講習のテキストを作成し、講習の講師として講習を実施した実績によって証明する方法などが想定される。

(9) 産業標準作成業務に関する組織図（8号）

申請者が産業標準作成業務を中長期的に安定した体制で実施し、かつ、公正性が確保された体制で実施できるかを確認するために求められる書類である。

代表者、役員及び産業標準作成業務を実施する部署名等に関する組織図を次に留意して具体的に図示する。

①役員の所掌範囲を明確にする。

②産業標準作成業務を実施する部署及び従事する者について

－産業標準作成業務を実施する部署を明確にし、部署ごとに産業標準作成業務に従事する者の人数を記載する（それ以外の業務に従事する者の人数は不要。）。

－複数の部署で産業標準作成業務を実施する場合は、その業務の所掌の違いが明らかとなるよう組織図の欄外等にその概要を端的に記載する。

－産業標準作成業務に關係のない部署は、参考情報として、最上位の組織のみ記載すればよい。

－申請書に記載した住所以外で産業標準作成業務を実施する場合は、その住所及び部署名を欄外等に記載する。

－産業標準作成業務の公正性に影響を与えるおそれのある部署は、公正性を確保できるような体制となっていることを組織図で明らかにする。

例：認証業務を行っている場合の認証部門や鉱工業品のJIS案を作成する場合の生産等の利害関係部門

③産業標準作成責任者について

－産業標準作成責任者が置かれる部署を記載するとともに、産業標準作成業務に従事する者を統括する体制になっているよう記載する。

④産業標準作成委員会について

－産業標準作成委員会が置かれる部署を明確にし、当該委員会の名称を記載する。

－複数委員会を設置する場合、その委員会の全ての名称を記載する。ただし、その所掌範囲は、(10)で記載すればよい。

－委員会の下部にJIS素案を作成するWGを設置する場合は、委員会の下部に位置づ

けられることを記載する。

－WG の下部に委員会等の組織を設置する場合、これらの委員会等を記載する必要はない（認定の範囲外となる。）。ただし、WG の JIS 案の範囲を超えること、かつ、WG の支配下にあること。

(10) 産業標準作成委員会（9号）

申請者の業務の範囲において、JIS 案の作成及び審議を行う産業標準作成委員会の構成員の構成が機関命令第4条第3号の基準に適合するよう設置する。

なお、申請者の業務の範囲に応じて適切な構成となるよう、産業標準作成委員会を複数設置してもよいが、その場合、所掌する JIS 案の範囲を明確にする。

提出する書類は、構成員の氏名、所属団体の名称、当該団体における所属部署、役職名及び各構成員の属性（「中立」、「生産者」、「使用者」等）、また、必要に応じて事務局・関係者（オブザーバー）の情報を記載する。ここで産業標準作成委員会の下部に位置づける WG の構成員の名簿等の提出は必要ない。ただし、現在 JIS 原案作成団体が実施しているように、JIS 案の作成に着手するにあたって、「事前調査表」に WG の構成員の名簿等を提出するとともに、JIS 案の申出等の際には、WG の名簿とともに WG の経過等を記載して提出する。

なお、認定を受けた後、産業標準作成委員会情報や委員構成について、機関命令第16条に基づく電子情報処理組織（以下「e-JISC」という。）による登録作業が必要となる。e-JISC の利用手続きは 10.2 に記載のとおり。

(11) 第4条第3号及び第5号から第9号までの認定の基準に適合することを確保するための規程（10号）

第4条第3号及び第5号から第9号までの認定の基準に適合することを確保するための規程を具体的に定め、提出する。規程は最上位のものを提出すればよい。ただし、できる限り、最上位の規程で認定の基準に適合していることを確認できるようにすること。

(12) その他主務大臣が必要と認める書類（11号）

上記（1）～（11）で提出された書類で認定の基準に適合していることが確認できない場合等において、必要に応じて書類の提出を求めことがある。具体的には次の書類が想定される。

－産業標準作成委員会運営規程

－産業標準作成委員会の下位に WG を設置する場合の WG 運営規程

－機関命令第2条第2項第10号の規程の下位に位置づけられる規程類等

－機関命令第9条第1項第5号に規定する委託契約に関する事項及び契約書の写し

2.2 認定の基準

法第22条（第3項）

3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、同項の認定をしなければならない。

主務大臣は、申請が 2.2.1～2.2.3 の全ての基準に適合すると認めるとときは、その認定をすることとなる。

2.2.1 欠格要件

法第22条（第3項第1号）

- 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十七条の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロに該当する者があるもの

欠格要件である法第22条第3項第1号イからハまでのいずれかに該当すると認定機関の公正性の観点から認定を受けることはできない。なお、「その業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、公益法人の理事等をいい、産業標準作成業務を行う役員のみならず、法人としての業務を行う役員を指すが、法人の業務の監査を担当する者は、法人の役員であっても、ここでいう「その業務を行う役員」には含めない。

2.2.2 知識及び能力に関する基準

法第22条（第3項第2号）

- 二 産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務について十分な知識及び能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること。<機関命令第3条>

機関命令第3条

法第二十二条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業標準作成責任者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に關し五年以上の実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。
- 二 産業標準作成責任者が、法第二十二条第三項第一号イ又はロに該当しないこと。
- 三 産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に關し一年以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及び日本産業規格Z八三〇一に係る講習を修了していること。

(1) 産業標準作成責任者（1号、2号）

産業標準作成責任者を産業標準作成業務に従事する者の中から1名選任し、機関命令第3条第1号及び第2号の基準に適合すること。各規定の内容は次の①～⑤のとおりである。

なお、人事異動等で産業標準作成責任者が不在となり、認定の基準に不適合となることを避けるため、基準に適合する者を代理又は副として選任しておくことが望ましい。
①JIS案の作成業務は、次が該当する。

- －JISC の専門委員会委員
 - －JIS 原案作成委員会事務局
 - －JIS 原案作成委員会委員長、主査、分科会委員長など
 - －JIS 原案作成委員会において実際に JIS 案を作成した経験
 - －JIS の様式調整業務や様式調整委員会委員の経験
 - －産業標準作成委員会委員
 - －産業標準作成委員会事務局
- ただし、次の産業標準作成業務は該当しない。
- －JIS 案の校正業務の経験
 - －JIS 原案作成委託事業や調査研究事業の委託管理業務や各種調査、研究、試験等業務の経験

②上記①に類似する業務

上記①の基準の年数に足りない場合など、次の業務を類似する業務として含めることができる。

- －ISO、IEC 等の国際標準化活動における議長、コンビナー、プロジェクトリーダー、幹事国業務、国内対策委員長・分科会長、主査等の国際規格作成に従事した経験
- －JIS の原案作成と類似した団体規格の作成業務の経験

③5 年以上であること

5 年以上とは、必ずしも連続して 5 年以上である必要はない。

④上記①と同等以上の能力を有すると認められるもの

上記①の年数に足りない場合において、例えば、JIS 原案作成件数実績が多く、能力が同等以上であることを証明することが想定される。

⑤法第 22 条第 3 項第 1 号イ又はロに該当しないこと

産業標準作成責任者は、産業標準作成業務を統括管理する責任者であるため、欠格要件に該当しないことが求められる。

(2) 産業標準作成業務に従事する者（3 号）

産業標準作成業務に従事する者は、次の 2 つの基準に適合する必要がある。

①JIS 案の作成の業務又はこれに類似する業務に関し、1 年以上の実務の経験を有していること。

JIS 案の作成の業務又はこれに類似する業務の基準は、上記(1)①及び②に同じ。

実務の経験は、機関命令第 2 条第 2 項第 6 号による業務の範囲に属する技術等に関する標準化についての経験が必要である。

②次の内容に適合する講習を修了していること。

- a . 産業標準作成業務に関する法令
- b . 産業標準作成の実施の方法
- c . JIS Z8301

a. ~ c. の各基準は次のとおりであり、講習は、認定機関自ら又は他の組織等が実施する講習を受講すること。ただし、講習内容及び講習時間は、少なくとも下表の基準を満足していること。なお、2.1.2 (8) ② (機関命令第 2 条 2 項第 7 号) のとおり、各講座の修了証の写し又はこれに類する書類等を提出すること。

a. 産業標準作成業務に関する法令

産業標準化法及び機関命令を含む関係法令を指し、産業標準作成業務に従事する者の基礎知識として極めて重要な講習である。

なお、JIS マーク関連の JIS 案を作成する場合には、JIS マーク関連の法令の講習も必要となる。また、法令に引用される JIS 案を作成する場合は、引用される法令に関する講習も必要である（現在、医薬品医療機器等法、建築基準法、労働安全衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、計量法などに多くの JIS が引用されている。）。

b. 産業標準作成の実施の方法

産業標準作成の実施の方法とは、機関命令や規則などに基づき規程類等に定めている産業標準作成及び業務の範囲に応じた産業標準作成の実施の方法を指し、産業標準作成業務に従事する者が産業標準作成業務を行うにあたって重要な講習である。具体的には、JIS 案の作成の着手から申出までにおいて遵守しなければならない事項（JIS の制定等の後、5 年以内に見直しを行わなければならないことを含む。）のことである。例えば、WTO/TBT 協定に基づく作業計画及び意見受付の実施や産業標準作成委員会の運営方法、あるいは、JISC や経済産業省等において定めている「事前調査」、「JIS 等原案作成マニュアル」、「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続き」、「日本産業規格等に関する著作権の取扱方針について」、「産業標準案等審議・審査ガイドライン」等も含まれる。また、業務の範囲に応じた産業標準作成の実施の方法は、既存の JIS や国際規格及びその動向などを踏まえた JIS 案の作成方法やその留意事項などである。

c. JIS Z8301

JIS は公文書であり、また、容易な理解、国際規格との対比を容易とするためには、JIS 案の様式及び作成方法が統一されていることが重要であるため、JIS 案を具体的に作成する者の必須となる講習である。

（参考）

JIS Z8301（規格票の様式及び作成方法）は、JIS の構成、体裁、用語の使い方、国際規格がある場合の対比表の作成方法等の JIS 作成方法について定めた JIS であり、ISO/IEC の作成ルールを定めた ISO/IEC Directives-Part2, Rules for the structure and drafting of International Standards とも可能な限り整合させている。

講習の内容及び時間

科目	内容	最低時間
法令	産業標準化法概要、認定関係政令、命令、告示等概要	1.5 時間
	(JIS マーク対象の JIS 案を作成する場合) ^{注1)}	(1 時間)
	JIS マーク関連法令概要及び JIS 案として留意すべき事項など	(1 時間)
	(法令等に引用する JIS 案を作成する場合) ^{注2)}	(1 時間)
	引用法令概要及び JIS 案として留意すべき事項など	

実施の方法	JIS 案の作成の着手から申出までにおいて遵守しなければならない事項概要 (WTO/TBT 協定に基づく手続き、事前調査、JIS 等原案作成マニュアル、特許権等を含む JIS の制定等に関する手続き、日本産業規格等に関する著作権の取扱方針について、産業標準案等審議・審査ガイドラインなど)	1.5 時間
	業務の範囲に応じた実施の方法 (JIS 及び国際規格の概要及びその動向などを踏まえた JIS 案の作成方法及び留意事項など) ^{注2)}	0.5 時間
Z8301	Z8301 に関する概要 (一般原則、構成、適用範囲、引用規格、試験方法の規定、適合性評価、製品規格のまとめ方、対応国際規格との対比表の作成方法など)	1.5 時間
理解度テスト又はレポート	理解度テスト (合格基準を定めること) 又は 講習範囲の課題についてレポート (CPD) 提出させ、合否を評価する。	

備考 科目ごとに講習を実施又は受講してもよい。その場合、科目ごとに理解度テスト又はレポートが実施されていること。

注 1) 業務の範囲に応じて必要となる講習。

2) 業務の範囲に応じた講習を受講すること (作成しようとする産業標準の案に JIS 案を引用する法令等が存在しない場合又は法令を所管する担当部局の職員が産業標準作成委員会若しくは WG の構成員 (委員又は関係者) となる場合は、法令の科目における「引用法令概要及び JIS 案として留意すべき事項など」の講習の受講は不要。)。

認定の申請をしようとするときに体系的なテキストや講習がない場合、例えば、産業標準作成責任者の責任のもと、産業標準作成業務に従事する者が当該範囲の内容を調査し、その調査結果を産業標準作成業務に従事する者間で講習を行い、レポートを提出されることでもよい。

2.2.3 実施の方法及び実施体制の基準

法第 22 条 (第 3 項第 3 号)

三 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制が、産業標準の案を作成する業務を適正かつ円滑に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合することであること。<機関命令第 4 条>

機関命令第 4 条

法第二十二条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していること。
- 二 産業標準の案の作成及び審議を行う委員会 (以下「産業標準作成委員会」という。)

を設置していること。

- 三 産業標準作成委員会の構成員の構成が、学識経験者、生産者、使用者及び消費者その他の作成しようとする産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する全ての者の意向を反映するよう配慮されていること。
- 四 産業標準作成業務に従事する者のうち、当該業務を統括管理する責任者（以下「産業標準作成責任者」という。）を選任していること。
- 五 産業標準作成業務の公正性を確保するために必要な方法が適切に定められていること。
- 六 作成しようとする産業標準の案に關係する国際規格（国際標準化機構、国際電気標準会議その他国際標準に関する国際団体が定める国際標準をいう。以下同じ。）及び既存の日本産業規格に係る調査の方法並びに当該産業標準の案が産業標準として適切なものであることを確認するための方法が適切に定められていること。
- 七 産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する者が産業標準作成委員会に参加するための方法が適切に定められていること。
- 八 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の作成の過程において当該案に係る実質的な利害関係を有する者からの当該案の作成に対する異議申立てを受け付ける方法及び当該異議申立てに対する処理方法が適切に定められていること。
- 九 産業標準の制定、改正又は廃止の案の申出前に、当該案に係る実質的な利害関係を有する者からの当該案に対する意見を受け付ける方法が適切に定められていること。

産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制において、次の（1）～（8）の基準の全てに適合することが必要である。

- （1）産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していること（1号）
産業標準作成業務を安定して行うために業務の開始及び継続ができるよう、事業計画に産業標準作成業務が位置づけられ、必要な資金等が確保可能であることが収支予算書及び財務諸表によって確認できること。

また、産業標準作成業務以外の業務を行っている場合は、業務の公正性の観点から区分経理が行われていること。ここで、産業標準作成業務と国際標準化業務（ISO、IEC 等の作成や提案等業務）を一体的に行っている場合など、産業標準作成業務に関連する業務を区分経理することが困難である場合にあっては、これら関連業務を区分経理する必要はない。

提出書類について、主として次の観点から審査が行われる。

- －業務の開始及び継続するために必要な資金調達及び事業計画を有している。
- －産業標準作成委員会の運営を始めとする JIS 案作成のための資金を有している。
- －既存の JIS の見直し（確認、改正又は廃止（以下「確認等」という。））を継続的に行うための資金を有している。
- －産業標準作成業務以外の業務を実施している場合、業務の公正性及び業務を安定的に行う観点から区分経理が行われている。

- （2）産業標準作成委員会（2号、3号）

認定機関は、JIS 案を作成及び審議する産業標準作成委員会を設置する必要がある。

①産業標準作成委員会が具備すべき要件について

JIS 案を作成及び審議するためには、これまでの JIS 原案作成及び JISC での審議同様に、公正・中立であること、透明性を確保すること、の 2 つの要件を産業標準作成委員会が具備する必要があり、認定機関が JIS 案を作成し、申出を行う業務の中で最も重要な業務の一つであるともいえる。これら産業標準作成委員会が具備すべき 2 つの要件は、機関命令の実施の方法及び実施体制の基準として次のように規定されている。

○公正・中立であること

- a. 委員の構成が学識経験者、生産者、使用者及び消費者その他の作成しようとする産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する全ての意向を反映するよう配慮されていること（機関命令第 4 条第 3 号）。利害関係者の適正な構成については、④参照。
- b. 利害関係を有する者の参加の機会を確保し、必要に応じて JIS 案の技術的内容を変更すること（機関命令第 4 条第 7 号）。
- c. 異議申立てについて、その内容を検討し、必要に応じて JIS 案の技術的内容を変更すること（機関命令第 4 条第 8 号）。
- d. 利害関係者からの意見について、その内容を検討し、必要に応じて JIS 案の技術的内容を変更すること（機関命令第 4 条第 9 号）。

○透明性を確保すること

- e. 産業標準作成委員会の終了後、遅滞なく、JIS 案及びその関連資料並びに議事録を公表すること（機関命令第 4 条第 11 号）。

②JIS 案の作成及び審議の要件について

JIS 案の作成及び審議は、それぞれ、次の要件を満たす必要がある。

a. JIS 案の作成を行う

○上記① a. の利害関係者のコンセンサス形成に基づき、必要に応じて JIS 案の技術的内容を変更し、かつ、上記① b. ~ d. を実施できる体制になっていること。

○対応国際規格との整合性及び既存の JIS との内容の重複及び矛盾を避ける観点から必要に応じ、JIS 案の技術的内容を変更できる体制になっていること（機関命令第 4 条第 6 号）。

b. JIS 案の審議を行う

「産業標準案等審議・審査ガイドライン（平成 30 年 11 月 28 日改正）」における「国家標準とすることの妥当性の判断基準」、「国が主体的に取り組む分野の判断基準」又はそれ以外の分野にあっては、「市場適合性に関する判断基準」に適合しているか否かの審議の結果、最終意思決定機関として、JIS 案を議決し、その内容（技術的内容を含む。）について責任を負うことが必要である。

なお、JIS 案の体裁、様式、字句の修正などの軽微な内容を審議の対象とすることは、JIS 案の作成及び審議の迅速化を妨げる要因となる可能性があることから、これらは産業標準作成委員会の運営部門（事務局）に一任するよう産業標準作成委員会規程に定めたり、同委員会でこれらを産業標準作成委員会の運営部門（事務局）に一任

するよう議決するとよい。

③組織における産業標準作成委員会の位置づけ

次の 2 つの位置づけ方が想定される。

- a . 現状の JIS 原案作成委員会を格上げし、産業標準作成委員会と位置づける方法

上記②で示した JIS 案の作成及び審議の役割を全て JIS 原案作成委員会で実施する場合。この場合、当該 JIS 原案作成委員会が産業標準作成委員会の役割を担えるのであれば、特に JIS 案の審議を目的とした別の委員会を設置する必要はない。

- b . 産業標準作成委員会とは別に JIS 素案を作成する委員会 (WG) を設置する方法

外部組織又は内部に産業標準作成委員会が具備すべき要件を満たさない又は上記②の役割の全てを持たない WG を設置して JIS 素案を作成する場合。この場合、WG とは別に産業標準作成委員会を設置する必要がある。WG は、認定機関の管理下にあり、かつ、産業標準作成委員会の支配下にあることが必要であり、次の i) 及び ii) の要件を満たす必要がある。

i) 外部組織の場合は、外部組織との長期的な委託契約書によって、認定機関の管理下にあり、かつ、産業標準作成委員会の支配下にあることが確認できることが必要（第 9 条第 1 項 5 号）。

ii) 内部組織の場合は、組織図に位置づけ、認定機関の管理下にあり、かつ、産業標準作成委員会の支配下にあることが確認できることが必要（第 2 条第 2 項第 8 号）。

i)、ii) いずれの場合も、認定機関は、WG の運営に関し規程を整備し、必要に応じて WG に対して JIS 素案の再検討の指示又は産業標準作成委員会において JIS 案の修正又は廃案を行わなければならない（機関命令第 4 条第 5 号）。他方で、柔軟性を確保する観点から WG 名簿は認定の申請書には必要ない。ただし、現行の運用同様、JIS 案の作成の開始前に個別 JIS 毎に JIS 担当者の了解を得るとともに、JIS 案の申出時に WG での検討経過とともに提出する必要がある。

なお、a ..、 b .. いずれの場合であっても、1. の認定機関制度創設の趣旨である迅速化に照らし、原案作成着手から申出までの期間は、原則 1 年以内となる体制を構築する必要がある。

④産業標準作成委員会の構成員の構成について

産業標準作成委員会は、作成及び審議を行う JIS 案の利害関係を有する全ての者の意向を反映するよう配慮された構成とする。その構成は「産業標準案等審議・審査ガイドライン」の別紙 6 の原案作成委員会の構成に準拠する必要があることに加え、関係省庁（業所管、法令担当）については委員又はオブザーバーとしての参加を求める必要がある。ただし、産業標準作成委員会の下位に WG を設置する場合、その WG は準拠する必要はない。

産業標準案等審議・審査ガイドライン

【別紙6】原案作成委員会の構成等（抜粋）

1. 原案作成委員会の委員構成

新たに原案作成委員会を設置するときは、全ての実質的な利害関係を有する者の意向を適正に反映させるため、その構成は各グループ（生産者等^注）、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないようにしなければならない。また、必要に応じて、関係当事者（販売者、省庁（業所管、法令担当）等、JIS登録認証機関協議会など）の参加を求ること。

ただし、直接商取引に關係せず、グループを特定しにくいJIS（単位、用語、製図、基本的試験方法等）の原案作成委員会を設置する場合に限り、代表委員全てを中立者として委員構成をしてもよい。

注) 電磁的記録の場合にあっては、電磁的記録の作成事業者

役務の場合にあっては、役務の提供事業者

2. 委員の資格

- ①商品（又は電磁的記録、役務若しくは経営管理の方法）、用語、試験（又は評価）方法等原案の対象となる事項について広い知識を有し、かつ、豊富な技術的・専門的経験を有する者
- ②関係JIS及び関係国内外規格等関係規格の内容に精通している者
- ③各グループ又は関係当事者としての立場から、組織を代表して意見を反映し得る者

（3）産業標準作成責任者（第4号）

産業標準作成業務の実施の方法及び体制が適正かつ円滑に行うために、産業標準作成業務に従事する者の中から、当該業務を統括管理する責任者を1名選任する。

（4）公正性の確保（第5号）

主務大臣は、認定機関から申出を受けたJIS案は、法第14条第2項に「JIS案の適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当な差別を付するものでなく、適當であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。」との規定があることから、認定機関が作成するJIS案は、その申出の前提としてJIS制定等の業務の実施体制及び実施方法に関し、公正性を確保する必要がある。公正性は、申請者の組織と作成するJIS案の範囲によって異なるが、具体的には、次の①～③の事項に関する公正性を確保することが想定される。

①業務を行う部門（部署）が業務の範囲としているJIS案について公正性を確保できる体制となっていること。

業務の範囲としているJIS案によって、公正性の内容は変わる。例えば、業務の範囲としているJIS案に関し、a. 認証部門との独立性、b. 鉱工業品のJIS案が業務の範囲となっている場合、当該鉱工業品の生産部門との独立性、c. 役務のJIS案が業務の範囲となっている場合、当該役務提供部門との独立性、などがある。

②産業標準作成委員会の運営部門（事務局）がJIS案について公正性を確保できる体制

になっていること。

産業標準作成委員会の運営部門（事務局）は、作成しようとする JIS 案に対して公正性が確保される必要がある。したがって、上記①同様に公正性が確保できる体制とする。

なお、構成員の構成は、上記（2）④で確保すればよい。また、産業標準作成委員会とは別に WG を設置する場合、産業標準作成委員会と WG の関係において公正性を確保できる規程類を整備する。

③また、JISC は国の審議会であるため、JISC 委員として発令されることによって非常勤公務員となるから、守秘義務、法令遵守、信用失墜行為、収賄罪等の対象となる。当然のことながら産業標準作成委員会の構成員は、JIS 案について公正性を確保する観点から下記③d)、e) 及び g) を遵守するとともに、信用失墜行為を避けることが必要であるが、JISC 委員のような制約は受けないため、産業標準作成委員会の委員から誓約書の形で実効性を確保する。また、中立委員や使用者委員は、対象となる JIS 案によって、利益相反をおこす可能性もあるため、その場合は、産業標準作成委員会において、その事実を開示する、といった運営も必要となる。産業標準作成業務に従事する者の公正性を確保すること。

業務の範囲としている JIS 案によって、公正性の内容が変わるものとそうでないものがある。前者は、産業標準作成業務に従事する者が、業務の範囲としている JIS 案に関し、利害関係者となってしまうと、公正性が損なわれることから、a) 認証業務との兼業の禁止、b) 鉱工業品の JIS 案が業務の範囲となっている場合、当該鉱工業品の製造等との兼業の禁止、c) 役務の JIS 案が業務の範囲となっている場合、当該役務提供との兼業の禁止などがある。また、後者は、d) JIS 案の利害関係者から利益供与を受けないこと、e) JIS 案を作成及び審議するにあたって、個別企業の技術情報、生産・流通量等の機密情報を得ることもあることから、これらの守秘義務の遵守、f) 全ての利害関係者を平等に扱い、特定の企業、個人や組織を優遇してはならない、g) 法令遵守や独占禁止法への配慮などがある。

ここで、上記①②については、実施体制や実施方法に関する規程類を整備することによって公正性の確保が可能であるが、③については規程類の整備だけでなく、産業標準作成業務に従事する者に対して、誓約書の形で実効性を確保する。

（5）対応国際規格及び既存の JIS の調査方法並びに JIS 案が適切であることを確認する方法（6号）

現在、JIS 案を作成するにあたって、JIS 原案作成団体に対して要求している事項と同じであり、①対応国際規格を調査する方法を定めること、②既存の JIS を調査する方法を定めること、③対応国際規格との整合性の確保及び既存の JIS との重複及び矛盾を避けるなど JIS 案が適切なものであることを確認する方法を適切に定めること、が必要である。

①及び③（対応国際規格の調査及び JIS 案が適切なものであることの確認）について

WTO/TBT 協定附属書 3. F. に「標準化機関は、国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。」と規定されているため、現在、JIS 原案作成団体は、JIS 案を作成する際

には、その着手する前の「事前調査」段階から対応国際規格の有無及びその整合性の方向について主務大臣の確認を得るとともに、JIS 案の作成にあたっては、各箇条ごとに對応国際規格との比較を行い、ISO/IEC Guide21-1^{注)} 及び JIS Z8301 に基づき、当該国際規格との変更点を明らかにする、当該国際規格との対比表を作成する、対応の程度の表示を行う、といったことが必要となり、JISC の審議において、これらの内容について審議が行われている。

したがって、現在、JIS 案を作成するのと同様に、ISO/IEC 等の公表物の確認や具体的に国際審議活動に参画するなどして、最新の国際規格動向を把握し、上記で述べたような JIS 案が産業標準として適切なものであることを確認する方法を具体的に規程類等に定め、規程類にしたがって実施する。

注) ISO/IEC Guide21-1 Regional or national adoption of International Standards and other International Deliverables-Part1:Adoption of International Standards(国際規格及びその他の国際規範文書の地域及び国家採用－第1部：国際規格の採用)

②及び③（既存の JIS の調査及び JIS 案が適切なものであることの確認）について

法第 1 条にあるように産業標準を制定する目的は、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化等にあり、産業標準とは、法第 2 条に掲げる事項を全国的に統一又は単純化することにある。また、WTO/TBT 協定附属書 3 . H. に「標準化機関は、国内の他の標準化機関又は関係する国際標準化機関もしくは地域標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けるよう努力を払う。」とあるため、JIS 案を作成するにあたって既存の JIS を調査し、これらとの重複又は矛盾を避けることは極めて重要となる。しかしながら、現在、JIS は約 11,000 件存在し、JIS 原案作成団体は約 300 団体存在するため、潜在的に既存の JIS との重複又は矛盾が生じる可能性がある。認定機関が JIS 案を作成する場合、JISC での統一的な審議が行われないため、認定機関自らが既存と重複又は矛盾を避けるため、既存の JIS を調査し、産業標準として適切なものであることを確認することが重要である。したがって、既存の JIS の調査及びこれらの調査結果に基づき、作成しようとする JIS 案が既存の JIS との重複又は矛盾を避けるための方法を具体的に規程類に定め、規程類にしたがって実施する。

（6）利害関係者の産業標準作成委員会への参画の方法（7号）

現在 JIS 案を作成するにあたって JIS 原案作成団体及び JISC に要求されている事項と同じである。すなわち、①原案作成に着手するに先立ち、主務大臣に提出された「事前調査表」に基づき、原案を作成することが決定した後、JISC のホームページに JIS 原案作成の着手が決定された旨の情報提供を行い、国内外の利害関係者に対して JIS 原案作成委員会に対して意見陳述の機会を確保していること、②JISC の審議の開催を経済産業省のホームページに公開し、国内外の利害関係者に対して意見陳述の機会を確保していること、である。したがって、これらの運用同様、中立・公正性を確保するため、JIS 案の実質的な利害関係者が産業標準作成委員会に参画できる機会を確保し、その方法を具体的に規程類に定めなければならない。ここで、JIS 案に係る実質的な利害関係者とあるため、利害関係者でない者に参画の機会を確保する必要はないが、利害関

係者に対しては、国内外無差別である必要があり、申請者又は特定の組織の会員企業でないことをもって排除したり、外国人や海外法人であることをもって排除してはならない。

(7) 異議申立て（8号）

現在 JIS 案を作成するにあたって、特定標準化機関（CSB）^{注)}に対して要求されている事項と同じであり、JIS 案（制定等）の作成に着手してから主務大臣に対して JIS 案の申出を行うまでの過程において、当該 JIS 案に係る実質的な利害関係者からの異議申立てを受け付ける方法及び当該異議申立てに対する処理方法について規程類に定める。ここで、異議申立ては、産業標準作成委員会以外の方法で処理してもよいが、処理概要（経過及び JIS 案への採択の有無、採択した場合の案の修正内容等）については産業標準作成委員会の承認を得ること。

なお、異議申立てを受け付けるためには、対象となる JIS 案、異議申立てを行える者（当該 JIS 案の利害関係者）、異議申立ての方法（受付窓口を含む。）、異議申立ての条件（要する費用の負担者など）等を明確にし、認定機関のホームページに明らかにする。ここで、対象となる JIS 案を明らかにするためには、JIS 案の作成手段階から申出に至るまでの間の段階において、少なくとも作成に着手した段階、産業標準作成委員会の審議段階、意見受付段階の情報を申請者のホームページに公表する。

注) CSB：利害関係者の意見を十分反映し、公平性かつ公開制などの一定の要件を満たしていることを JISC で確認されれば、産業標準化法第 12 条に基づき申出を行った場合、JISC の専門委員会の審議を省略することができる機関（部会の審議は必要）。

(8) 意見受付（9号）

現在、WTO/TBT 協定附属書 3. L.^{注1)}に基づき JISC が実施している少なくとも 60 日間の JIS 案に対する意見受付公告に該当するものであり、当該 JIS 案の概要及び JIS 案をホームページに公表^{注2)}し、これに対する利害関係者からの意見受付を行う現在の運用と同等の方法を規程類に定める。

注 1) WTO/TBT 協定基づく意見受付公告は、制定及び改正だけが該当するが、現在、JISC のホームページで廃止の意見受付も実施している。

注 2) 認定機関が意見受付を公表するホームページの URL は JISC のホームページにリンクを貼る。なお、意見受付の実施の時期は、産業標準作成委員会の前後又は最中のいずれの時期に実施してもよい。ただし、申出される JIS 案と内容が大きく変更されるような段階で実施してはならず、また、意見受付の結果、JIS 案を技術的に修正する又は意見を採用しないといった判断を行うときは、産業標準作成委員会の承認を必要とする。

概要については、少なくとも次の事項を公表する必要がある。

○制定又は改正の場合（日本語及び英語の両方について行うこと。）

- ①規格番号
- ②規格名称
- ③概要（制定の目的及びその内容並びに主な規定項目）^{注)}
- ④基礎として用いた国際規格の番号及び同等性記号

注) 改正の場合 (改正の目的及びその内容並びに主な改正点)

○廃止の場合

- ①規格番号
- ②規格名称
- ③廃止の理由

※上記 (6) ~ (8) の共通事項について

○上記 (6) ~ (8) については規程類に具体的に定め、かつ、実質的な利害関係者から産業標準作成委員会への参画の方法、異議申立ての方法及び意見受付の方法について認定機関のホームページに公開する。

○実質的な利害関係を有する者とは、当該 JIS 案の商品等の生産者^{注)}、使用消費者及び販売者等に加え、当該 JIS 案に関連する特許権等の権利を有する者などである。ここで、当該 JIS 案に基づき認証を想定していれば、想定される被認証者や認定・認証機関も含まれる。

注) 電磁的記録の場合は、電磁的記録作成事業者。役務の場合は、役務提供事業者。

○利害関係者から産業標準作成委員会への参画及び異議申立ての結果並びに意見受付の意見等については、必ずしも JIS 案に全て採用する必要はない。ただし、不採択とする場合には、当該利害関係者に対して、その理由について説明を行うとともに産業標準作成委員会等において了承を得、JIS 案の申出の経過として帳簿に記載し、申出時の書類にその経過を記載しなければならない。

3. 認定の更新

法第 23 条

前条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。<認定機関政令第 1 条>

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定の更新について準用する。<機関命令第 5 条>

認定機関政令第 1 条

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二十三条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

機関命令第 5 条

認定産業標準作成機関は、法第二十三条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三月前までに、様式第一による申請書に第二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出している同項各号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その旨を

申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

認定を維持するためには、認定を受けた日から3年ごと（認定を受けた日の翌日から起算する。）に更新の申請を行い、改めて認定を受けなければ、その効力を失う。更新の申請は、認定の申請と同じ申請書及び書類を様式第1「認定（認定の更新）申請書」により、認定の有効期間の満了する3月前までに経済産業大臣を経由して主務大臣に提出する。ここで、主務大臣に提出している書類に変更がない場合は、様式第1の「別紙書類一覧」の当該箇所を二重線で消すことによってその添付を省略することができる。

認定の更新審査は、申請書及び書類に基づき、認定時と同様の審査が行われる。ただし、既に主務大臣に提出されている書類については、認定、変更認定又は届出時に確認されていることから、更新審査の中心は、機関命令第11条から第15条までの産業標準作成業務の実施の状況や規程類に基づく実施の状況が中心となる。したがって、これらの実施状況を確認するための帳簿の確認を行うため、現地調査を必ず実施することになる。

なお、認定の効力を失わないよう、あらかじめ時間的余裕をもって事前に基準認証政策課に相談することが望ましい。

4. 変更

法第24条

第二十二条第一項の認定を受けた者（以下「認定産業標準作成機関」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。<機関命令第6条>

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。<機関命令第7条第1項及び第2項>
- 3 第二十二条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の変更の認定について準用する。
- 4 認定産業標準作成機関は、第二十二条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。<機関命令第7条第3項>

機関命令第6条

法第二十四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 作成しようとする産業標準の案の範囲の変更
- 二 産業標準作成責任者の変更
- 三 産業標準作成業務に関する組織図の変更
- 四 産業標準作成委員会の新設、統合又は廃止
- 五 産業標準作成委員会の構成員の構成に関する変更

六 第二条第二項第十号に規定する規程の変更

機関命令第7条

法第二十四条第二項の規定による申請は、様式第二による申請書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出して行うものとする。

- 2 法第二十四条第二項の主務省令で定める書類は、第二条第二項各号に掲げる書類（法第二十二条第二項の認定若しくはその更新又は法第二十四条第二項の変更の認定の申請書に添付して提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。
- 3 認定産業標準作成機関は、法第二十四条第四項に規定する届出をするときは、様式第三による届出書に変更の事実を証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

認定後の変更は、変更を行う前に認定を受ける必要があるものと、変更した後、遅滞なく届出を行う必要があるものがある。前者については、認定の申請と同様に経済産業大臣を経由して主務大臣に対して様式第2「変更認定申請書」を提出する。ここで、申請書は、変更前及び変更後を対照して記載し、書類は、認定若しくは認定の更新又は変更の認定の申請書に添付して提出された書類に変更がある部分だけを提出すればよい。後者については、主務大臣に対して様式第3「軽微変更届」を直接提出する。なお、変更前及び変更後を対照して記載することや変更された書類だけを提出すればよいことは、様式第2「変更認定申請書」と同じである。

4.1 変更の認定

認定が必要な変更は、機関命令第6条第1号から第6号までに掲げている事項である。すなわち、同条第1号から第6号まで以外の変更は届出でよい軽微な変更である。ここで、同条第5号の産業標準作成委員会の構成員の構成に関する変更とは、例えば、鉱工業品のJIS案を作成及び審議する産業標準作成委員会において、生産者、使用・消費者、中立者の区分の比率を変更する場合であり、この比率を変更する場合は、公正性に影響を与える必要があることから、変更の認定が必要となる。ただし、生産者委員において、他の生産事業者委員に変更することや同一法人の別の者を生産者の委員に変更することは、軽微な変更である。

なお、同条第2号から第5号までは比較的形式的な審査を行い認定することなる。しかしながら、同条第1号については、追加する範囲の実施体制や実施の方法に加えて、知識及び能力に関する基準への適合の審査をした上で認定することになる。また、同条第6号については、変更した規程類の基準への適合を審査し認定することになる。したがって、同条第1号及び第6号の変更を行う場合にはあらかじめ時間的余裕をもって基準認証政策課に相談することが望ましい。

4.2 軽微な変更の届出

法第22条第2項第1号に該当する変更、すなわち、認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名が変更された場合又は機関命令第6条第

1号から第6号までに掲げていない事項に変更があった場合には、遅滞なく届出が必要となる。ここで、法第22条第2項第1号の変更を行った場合には、当該事実を証明する登記事項証明書又はこれに準ずる書類の添付が必要となる。

また、機関命令第6条第1号から第6号までに掲げていない事項の変更は様々なケースが想定されるが、主に想定される変更は次の2点である。

① 産業標準作成委員会に関する次の変更

－委員会名称

－構成員の構成の変更を伴わない委員の変更（委員の交代、所属する機関又は法人の名称の変更など）

② 産業標準作成業務に従事する者の変更やその業務の範囲の変更

なお、認定を受けている範囲内で認定申請時に提出した「作成しようとするJIS案の一覧表」にないJIS案の作成に着手する場合には、後述する機関命令第14条の一覧表の作成及び提出によって行うため、軽微な変更届は行わない。

ここで、上記の①の変更については、e-JISCによる届出を可能としているため、書面による届出は不要である。

5. 廃止の届出

法第25条

認定産業標準作成機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。<機関命令第8条>

機関命令第8条

認定産業標準作成機関は、法第二十五条の規定により廃止の届出をしようとするときは、廃止をしようとする日の六月前までに、様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

産業標準作成業務を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の6月前までに様式第4「業務廃止届出」により主務大臣に届出を提出する。ここで、認定機関が当該業務を廃止した場合、認定機関の申出等により制定等されたJISは、法第18条第3項に基づき、主務大臣が制定等を行ったものとみなされる。このため、運用上、主務大臣は、当該JISに關し、JISCの審議を経て見直し等を行うために当該JISを維持管理するためのJIS原案作成団体を検討することや別の認定機関に対して当該JISの移管を検討などを行わなければならない。したがって、当該業務の廃止を検討している場合は、早めに主務大臣又は基準認証政策課に相談することが望ましい。

なお、認定を受けている範囲の一部の産業標準作成業務をやめたい場合は、廃止の届出ではなく、変更の認定によって行う。

6. 帳簿の記載

法第 28 条

認定産業標準作成機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、産業標準作成業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。<機関命令第 9 条>

機関命令第 9 条

法第二十八条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 制定又は改正の申出を行った産業標準の案
 - 二 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過及び産業標準作成委員会の議事録
 - 三 産業標準作成業務に従事する者に関する事項及びその変更に関する記録
 - 四 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制に関する事項並びにそれらの変更に関する記録
 - 五 産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項に係る帳簿の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号に掲げる事項に係る帳簿 産業標準の制定又は改正の日から五年間
 - 二 前項第二号に掲げる事項に係る帳簿 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の日から五年間
 - 三 前項第三号及び第四号に掲げる事項に係る帳簿 その作成の日から現に認定を受けている認定の効力を失った日まで
 - 四 前項第五号に掲げる事項に係る帳簿 その契約の終了の日から五年間

産業標準作成業務状況を詳らかにさせるとともに、その業務が基準に適合するように適切に運営されていることを確認、立証できるよう、帳簿を作成し、必要な事項を記載し、定められた期間保存しなければならない。

なお、主務大臣は、産業標準作成業務が適切に運営されていることを確認するために必要に応じて、報告徴収又は立入検査によって、帳簿の提出を求めたり、又は検査を行うことがある。また、更新や変更の認定の審査等においても必要に応じて確認を行うことがある。いずれにしても、定められた保存期間中は、常に最新の状態で保存し、提出等が可能なようにしておく必要がある。

ここで、法第 80 条第 5 号の規定により、本条の規定に違反した場合は、当該認定機関の役員又は職員は 30 万円以下の罰金に処せられるとともに、法第二十七条第五号の規定により、認定の取消し事由となる。

6.1 帳簿及びその保存期間

備えるべき帳簿及びその保存期間は次のとおりである。なお、帳簿には、所定事項を記載すれば足り、その形式は問わない。

帳簿	保存期間
①制定又は改正の申出を行った JIS 案	JIS の制定又は改正の日から 5 年間
②産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過及び産業標準作成委員会の議事録	JIS の制定、確認、改正又は廃止の日から 5 年間
③産業標準作成業務に従事する者に関する事項及びその変更に関する記録	その作成の日から現に認定を受けている認定の効力を失った日まで
④産業標準作成業務の実施の方法及び実施の体制に関する事項及びそれらの変更に関する記録	
⑤産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する事項	その契約の終了の日から 5 年間

①制定又は改正の申出を行った JIS 案

主務大臣に申出を行った JIS 案のことであり、申出を行うまでの途中の JIS 案を保存する必要はないが、下記②において JIS 案を申出するまでの経過等は保存する必要がある。

②産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過及び産業標準作成委員会の議事録

申出までの経過とは、現在、JIS 原案作成団体が JIS 案の申出を行う際に提出する書類と基本的には同じである。すなわち、JIS 案を作成するにあたって調査・確認した事項(必要性及び期待効果、対応国際規格及びその整合性や国際流通への影響、既存の JIS との関係、関連する特許権など。)、原案作成状況(産業標準作成委員会や WG の開催状況や問題となった事項(少数意見を含む。)など。)、これに加えて意見受付(期間、意見件数、その内容及びその対応。)、また、異議申立があればその内容及び処理結果などを記録する。

産業標準作成委員会の議事録は、開催日時、出席者、議事次第及び議事内容を記録、保存する。

③産業標準作成業務に従事する者に関する事項及びその変更に関する記録

産業標準作成業務に従事する者について、認定申請時に提出する機関命令第 2 条第 2 項第 6 号及び 7 号の事項(氏名、略歴及び担当する業務の範囲、受講した講習の修了書の写し、当該講習の内容及び時間など。)を記載した書類を保存するとともに、その後、同令第 12 条第 2 項に基づく教育訓練の実施記録及び担当する業務の範囲の変更等を行ったならばその変更履歴を記録する。

なお、これらの事項は個人別に保存すること。

④産業標準作成業務の実施の方法及び実施の体制に関する事項及びそれらの変更に関する記録

機関命令第 2 条第 2 項第 10 号に規定する規程及びその下位の規程類など産業標準作成業務の実施の方法及び実施の体制に関する事項を保存する。規程の制定後、改廃を行う場合は、その改廃履歴を記録し保存する。

⑤産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する事項

産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、その委託内容及び条件、委託先、委託期間等が記載されている委託契約書等を保存する。

具体的には、①JIS Z8301 に規定する事項を満たすように作業を委託すること、②対応国際規格の調査を委託すること、③JIS 素案を作成する WG を委託すること、などが想定される。ただし、設置要件となっている産業標準作成委員会の委託などは認められないため、委託を実施するにあたっては、あらかじめ基準認証政策課に相談すること。

6.2 電磁的記録による帳簿の作成及び保存

電磁的記録保存規則第3条（抜粋）

法第三条第一項の主務省令で定める保存は、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の保存とする。

電磁的記録保存規則第4条（抜粋）

民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法。
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然として形式及び明瞭な状態で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器の表示及び書面を作成できなければならない。
- 3 民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。<電磁的保存告示>

電磁的記録保存規則第5条（抜粋）

法第四条第一項の主務省令で定める作成は、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の作成とする。

電磁的記録保存規則第6条（抜粋）

民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

注) この枠内の「法」とは、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）のことである。

帳簿は、書面による作成及び保存ではなく、電磁的記録によって作成、保存することも可能である。その場合、これらの省令の基準に適合し、告示の基準を確保するように努めなければならない。

7. 資料等の公表

機関命令第 11 条

認定産業標準作成機関は、産業標準作成委員会の終了後、遅滞なく、その資料及び議事録を公表しなければならない。

産業標準作成委員会の透明性を確保するために、現在の JISC の運用同様に認定機関のホームページに資料及び議事録を公開する。

公表すべき資料は、次の①～⑤のとおりである。

- ①委員名簿
- ②議事次第
- ③作成経過報告書
- ④制定・改正の JIS 案
- ⑤その他関連資料（意見受付における意見の対応や異議申立ての処理などを含む。）

公表すべき議事録には、開催日時、出席者、対象 JIS 案及び議事内容等を記録する。

なお、産業標準作成委員会において関連資料及び議事録のうち、公表すべきでないと判断された事項（個別企業の守秘義務に係る内容等）については、産業標準作成委員会での議決を得た上で、非公表とすることができます。また、JIS 案以外の事項について審議等を行う場合は、これらの資料及び議事録も公表する必要はない。

8. 産業標準作成責任者の責務

機関命令第 12 条

産業標準作成責任者は、第二条第二項第十号に規定する規程の制定、改廃及び管理並びに周知について統括しなければならない。

2 産業標準作成責任者は、産業標準作成業務に従事する者に対して、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及び日本産業規格 Z 八三〇一に係る教育訓練を継続的に実施しなければならない。

産業標準作成責任者は、認定された基準に基づき産業標準作成業務が継続的に適切に行われるよう業務の全体を統括管理し、産業標準作成業務に従事する者の知識及び能力が維持されるよう努める責務がある。求められる 2 点の責務の概要は次のとおり。

- ①機関命令第 2 条第 2 項第 10 号に規定する規程の制定、改廃及び管理並びに周知について統括しなければならない

産業標準作成責任者が、規程を実際に制定等しなければならないということではなく、産業標準作成業務に従事する者（産業標準作成責任者を含む。）が作成した規程に

について、産業標準作成責任者として統括するということである。周知の統括も同様の趣旨である。

なお、周知先は、産業標準作成業務に従事する者だけではなく、必要な規程に関して産業標準作成委員会やWGの委員等、あるいは産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においてはその委託先等への周知も必要である。

- ②産業標準作成業務に従事する者に対して、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及びJIS Z8301に係る教育訓練を継続的に実施しなければならない。

認定時に基準への適合が確認されている産業標準作成業務に従事する者の知識及び能力を継続して維持し、法令、実施の方法及びJIS Z8301の改正や業務上の課題等の知識及び能力を維持・向上するためにこの要求事項がある。ここで、講習の修了書としているのは、産業標準作成業務においては、基礎的知識及び能力に加えて日常の業務における教育訓練が重要であるため、必ずしも講習による方法によらなくてもよいという趣旨である。

なお、教育訓練の記録は、6.1で述べたように帳簿に記録する。

9. 既存のJISとの重複排除等

機関命令第13条

認定産業標準作成機関は、第四条第六号に規定する調査及び確認に基づき、制定又は改正の申出をしようとする産業標準の案と類似の国際規格が存在する場合又は当該国際規格の制定若しくは改正が見込まれる場合は、可能な限り当該国際規格を当該産業標準の案の基礎として用いるとともに、当該産業標準の案と既存の日本産業規格との内容の重複又は矛盾を避けなければならない。

認定後に実際に作成するJIS案が機関命令第4条第6号に規定する基準により定められた規程類に基づき可能な限り国際との整合性を確保し、既存のJISと内容の重複を避けることを求めている(2.2.3(6)参照)。

10. 一覧表の作成等

機関命令第14条

認定産業標準作成機関は、第二条第二項第三号に規定する一覧表を少なくとも六月に一回、作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

WTO/TBT協定の附則書3.J.に、「標準化機関は、少なくとも6箇月に1回、その名称及び所在地、現在立案されている任意規格並びに直前の期間において制定された任意規格を含む作業計画を公表する。」と規定されている。これを担保するため、認定機関は、JIS案の作成(制定等)に着手しようとするJIS案の計画及びその作業段階を策定し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

なお、運用上は「事前調査表」を主務大臣に提出した上で、産業標準作成委員会において

作成計画が議決されたならば、作成計画の提出を行うことになる。ここで、作成計画の提出は、書面による提出に代えて e-JISC を利用することができる。

10.1 電子情報処理組織による手続の特例

機関命令第 16 条

主務大臣は、第十四条の規定による提出について、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（以下「大臣用電子計算機」という。）と、同条の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「提出用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた第十四条の規定による提出は、大臣用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。
- 3 第十四条の規定により主務大臣に提出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同条の規定による提出を行うときは、同条の規定にかかわらず、大臣用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な提出様式に記録すべき事項を提出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。<電子申請基準告示>

電子申請基準告示第 3 項

三 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（以下「機関命令」という。）第十六条第三項の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能の全てを備えたものでなければならない。

- イ 機関命令第十六条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機から入手した提出様式に入力できる機能
- ロ 機関命令第十六条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

e-JISC による届出を行う場合の規定であり、機関命令第 16 条では、第 1 項において e-JISC を利用できる旨、第 3 項において e-JISC を利用する場合は書面に代えて e-JISC に用意されたファイルの様式に必要な事項を入力する旨、第 2 項において e-JISC による提出は主務大臣の電子計算機に記録された時に主務大臣に到達したものとみなす旨が規定されている。なお、e-JISC 上での具体的な作業方法については適宜基準認証政策課より指示を受けること。

同条第 3 項に規定する提出用電子計算機に関する告示に定める基準とは、e-JISC に入力できる機能と通信機能を備えなければならない旨が規定されている。ここで、留意すべき事項としては、e-JISC のアプリケーションソフトがセキュリティや機能向上等によりバージョンアップした場合、入力等ができなくなる可能性があるため、e-JISC に入力可能な環境を備える必要がある。

10.2 識別番号等の通知

機関命令第17条

電子情報処理組織を使用して第十四条の規定による提出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。<電子申請様式告示>

- 2 経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

電子申請様式告示本文

産業標準化法施行規則第二条の三第一項（第二条の六において準用する場合を含む。）及び産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令第十七条第一項に規定する書面等の様式は、別記様式とする。

e-JISC を利用するには、認定機関として認定された後に、あらかじめ、経済産業大臣に対して利用する者等を記載した告示で定める別記様式を提出しなければならない。留意すべき事項は次の（1）～（5）のとおりである。

- (1) 利用する者は、産業標準作成業務に従事する者であることが望ましいが、産業標準作成業務に従事する者の指示のもと利用する者であれば、この限りではない。
- (2) 利用者個人に識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）が付与される。セキュリティ等の観点から複数者による ID の共用は厳禁である。したがって、利用する者全員分を申請すること。
- (3) 利用する者が人事異動等で変更する又は利用をやめる場合は、遅滞なく、別記様式により、その旨を提出しなければならない。
- (4) セキュリティその他の理由により一定期間又は不定期にパスワードの変更を求めることがある。なお、セキュリティ上問題のある利用が判明した場合や一定期間利用がないなどその他 e-JISC の利用をすることが適切でない場合は、使用を停止することがある。
- (5) 認定機関が認定の更新をしないとき、業務の廃止をしたとき、認定を取り消されたとき等は、利用が停止される。なお、認定の更新を受けることが出来れば、そのまま継続して使用することが出来る（再度の申請は不要。）。

11. JIS 案の作成方法

機関命令第 15 条

認定産業標準作成機関は、制定又は改正の申出をしようとする産業標準の案が、日本産業規格 Z 八三〇一に規定する事項を満たすよう努めなければならない。

JIS は公文書であり、また、利用者の容易な理解、対応規格との比較等のため、制定又は改正の JIS 案を作成にあたって JIS の様式や作成方法を定めた JIS Z8301 に規定する事項を満たすよう努めなければならない。

12. 報告徴収、立入検査、改善命令及び取消し

法第 26 条

主務大臣は、認定産業標準作成機関の産業標準作成業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定産業標準作成機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

法第 27 条

主務大臣は、認定産業標準作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 法第十五条第一項、法十八条第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 二 不正の手段により法第二十二条第一項の認定、第二十三条第一項の認定の更新又は第二十四条第一項の変更の認定を受けたことが判明したとき。
- 三 第二十二条第三項一号イ又はハに該当するに至つたとき。
- 四 第二十二条第三項第二号又は第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 五 第二十四条第一項若しくは第四項又は次条の規定に違反したとき。

法第 29 条

主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準作成業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定産業標準作成機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

機関命令第 10 条

法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第五によるものとする。

12.1 報告徴収及び立入検査

主務大臣は、法第 29 条により、認定機関の業務が適切に行われているかなどを確認する必要があると認めるときは認定機関に対して報告徴収や立入検査を行うことができる。

12.2 改善命令

主務大臣は、法第 26 条により、産業標準作成業務の運営に関し改善が必要であると認めるとときは、その認定機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

12.3 取消し

主務大臣は、法第 27 条により同条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するときは認定を取り消すことができる。

13. 認定機関による JIS 制定等の流れ

認定機関は、JISC の審議が省略されることに伴って、迅速化が可能となるが、従来 JISC や主務大臣が実施していた業務が付加されることになり、JIS 原案作成団体よりも認定機関としての責務及び業務が増えることになる。ただし、JIS 制定までの基本的な骨格の流れは同じである。

13.1 制定等の流れ

制定までの流れは、下記のとおりである。

- (1) 事前調査→(2) JIS 案の作成及び審議→(3) 主務大臣への申出→(4) 主務大臣による制定等の手続き→(5) 主務大臣による制定等の公示

各段階において認定機関として留意すべき事項は次のとおり。

(1) 事前調査

JIS 原案作成団体が主務大臣に対して実施している運用と同じである。すなわち、JIS 案の作成の着手に先立ち、JIS 案の概要、制定等の理由、対応国際規格及びその整合性並びに委員会構成等の必要事項を「事前調査表」に記入して、主務大臣の了承を得る。ここで、認定機関として追加される業務は、主務大臣の了解を得た後、機関命令第 14 条に基づき、一覧表を作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない（少なくとも 6 月に 1 回であり、e-JISC を活用することができる。）ことや同令第 4 条第 8 号に基づく利害関係者からの異議申立ての受付体制を整備しておくことである。

(2) JIS 案の作成及び審議

産業標準作成委員会において、JIS 案の作成及び審議を行う（WG を設置することも可。）。認定機関として追加される業務は、①機関命令第 4 条第 7 号に基づく産業標準作成委員会への利害関係者の参画の機会の確保、②同令第 11 条に基づく産業標準作成委員会の資料及び議事録の公表の実施、③同令第 4 条第 9 号の規定に基づく意見受付の実施、である。

(3) 主務大臣への申出

法第 14 条（第 1 項）

認定産業標準作成機関は、主務省令の定めるところにより、案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。<規則第 2 条の 5 >

規則第2条の5

法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定産業標準作成機関が申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を産業標準の案とともに、主務大臣に提出しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を産業標準の案とみなし、その提出を省略することができる。

- 一 申出人の住所及び氏名又は名称
- 二 制定、確認、改正又は廃止しようとする産業標準の名称及び制定、確認、改正又は廃止の別
- 三 制定、確認、改正又は廃止しようとする理由
- 四 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過又は産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成三十年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第四条第二号に規定する産業標準作成委員会の議事録

規則第2条の6（第2条の2及び第2条の3の準用規定の読み替え）

第2条の2 主務大臣は、法第十四条第一項の規定による申出について、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（以下「大臣用電子計算機」という。）と、同項の規定による申出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「申出用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。)

- 2 前項の規定により行われた法第十四条第一項の規定による申出は、大臣用計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。
- 3 法第十四条第一項の規定により主務大臣に申出をしようとする者が電子情報処理組織に備えられたファイルから入手可能な申出様式に記録すべき事項及び産業標準の案を申出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を産業標準の案とみなし、その入力を省略することができる。

第2条の3 電子情報処理組織を使用して法第十四条第一項の規定による申出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。)

- 2 経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

これまでの法第12条に基づく利害関係人からの申出同様に申出書及びJIS案を提出する。ここで、認定機関として認められているため、規則第2条第5号の団体の目的及び業務内容並びに構成員の氏名又は名称（申出人の職業とその業務内容）は不要である。

また、法第12条同様、e-JISCによる申出が可能である。e-JISCを利用するにあたって留意すべき事項は、これまで同条に基づくe-JISCの利用が認められていたとしても、認定機関としてのe-JISCの利用は、認定後に改めて行わなければならない。その他e-JISCを利用するにあたっての留意事項は、11.1及び11.3を参照のこと。

(4) 主務大臣による制定等の手続き

法第14条

認定産業標準作成機関は、主務省令の定めるところにより、案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出を受けた主務大臣は、その申出に係る産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適當であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一條の規定は、適用しない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出をした認定産業標準作成機関に通知しなければならない。

JISCでの審議は行わないため、主務大臣は、JIS案及び申出書を受理したならば、法第14条第2項に基づき「産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適當であると認める場合」には、JISの制定等を行うことになる。なお、審査のガイドラインとしては、JISCでの審議同様に「産業標準案等審議・審査ガイドライン」がある。

ここで、主務大臣は申出されたJIS案を原則として、修正することなく、制定等の公示を行うことになるが、明らかな誤字脱字等の誤り、他の法令等との齟齬又は矛盾等については修正し、公示することになる。一方、主務大臣がその制定の必要がないと認めるときは、法第14条第3項に基づき主務大臣から理由を付して、その旨の通知がされることになる。ただし、主務大臣は、必要に応じてJISCに付議し、技術的観点からの審議を行ったり、制定等を行わない旨の審議をすることもある。

(5) 主務大臣による公示

法第19条

主務大臣は、産業標準を制定し、確認し、改正し、又は廃止したときは、これを公示しなければならない。

規則第3条

法第十九条に規定する公示は、その産業標準の名称及び番号並びに制定、確認、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。

主務大臣は、JISの制定等を行ったならば、官報にJISの名称、番号、制定等の別及びその年月日を公示する。また、JISの内容については、JISCのWebにおいて公表される。

13.2 主務大臣による命令に基づく JIS 案の作成

法第 12 条 利害関係人は、主務省令の定めるところにより、原案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、第十五条第一項の規定により認定産業標準作成機関（第二十四条第一項に規定する認定産業標準作成機関をいう。第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項並びに第十八条において同じ。）に産業標準の案の作成及び提出を命ずる場合を除き、産業標準の案を調査会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を徴しなければならない。

法第 15 条 主務大臣は、産業標準化の促進のため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準の案（当該認定産業標準作成機関の第二十二条第一項の認定に係る同条第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属するものに限る。）の作成及び提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の提出を受けた場合において、その提出された産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、適用しない。

主務大臣は、認定機関に対して認定された範囲に限って、必要があると認めるときには、認定機関に対して産業標準の案を作成及び提出を命じることができる旨が法第 15 条に規定されている。

平成 30 年の法改正前において、JIS の原案の作成は、その 9 割が法第 12 条に基づく民間団体等からの申出によるものであるが、安全、環境配慮、消費者保護の観点、法令の技術基準や公共調達等で幅広く引用されたり、公共の利益の確保につながるものは、主務大臣からの委託事業として、国自らが原案を作成しており、これは法第 11 条に基づき国が原案を作成し JIS での審議を経て制定している。法第 14 条は、認定機関自らが JIS 案を作成し、申出を行うことを前提としているが、当然のことながら、上述のように国が主体的に JIS 案を作成すべき案件であって、認定機関の認定の範囲にある場合には、認定機関が JIS 案を作成した方が、その能力及び専門性に優位性があり、かつ、JISC の審議を経ないことで迅速に JIS が制定できることから、国の委託事業については、本条に基づき主務大臣から認定機関に対して命令を行うことが想定される。

また、法第 12 条第 1 項の規定に基づき利害関係人から原案を添えて JIS 制定の申出があった場合、同条第 2 項の規定に基づき、主務大臣は JISC に付議することになっているが、この場合において、当該原案が認定の範囲にある場合には、前述同様の理由により、認定機関が JIS 案を作成した方が、その能力及び専門性に優位性があり、かつ JISC の議決を経ないことで迅速に制定することができると考えられる。したがって、法第 12 条第 2 項には、JISC への付議について、第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が認定機関に案の作成を命

じる場合を除く旨の規定が措置されている。

このような目的として、本条に基づき、主務大臣が認定機関に対して、JIS案の作成及び提出を命じ、その場合には、JISCでの審議を省略し、JISの制定等が行われることになる。

13.3. 主務大臣からの命令による見直し

法第18条

主務大臣は、第十四条第二項又は第十五条第二項（これらの規定を第十六条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した産業標準がなお適正であるかどうかについて検討し、その結果を報告すべきことを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに当該産業標準に係る第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出又は第十五条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の提出（第三項において「申出等」という。）を行つた認定産業標準作成機関に命じなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により検討を命じた認定産業標準作成機関からその検討の結果について報告を受けたときは、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは、当該報告に係る産業標準を改正し、若しくは廃止しなければならない。この場合において、第十六条において準用する第十一条の規定は、適用しない。

3 第一項の場合において、当該産業標準に係る申出等を行つた認定産業標準作成機関が第二十三条第一項の認定の更新をせず、第二十五条の規定により業務の廃止の届出をし、又は第二十七条の規定によりその認定を取り消されたときその他当該認定産業標準作成機関に命ずることが適当でないと認められるときは、当該認定産業標準作成機関の申出等に係る産業標準は、第十一条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が制定し、又は確認し、若しくは改正したものとみなして、前条の規定を適用する。

法第12条の利害関係人から申出されたJISの5年見直しは、主務大臣自ら行っていたが、認定機関が申出を行つて制定等されたJISについては、次の流れで見直しが行われることになる。

（1）主務大臣からの見直しの命令→（2）認定機関での検討→（3）主務大臣への報告→（4）主務大臣による確認等の手続き→（5）主務大臣による確認等の公示

制定等同様、JISCの審議がなくなるため、従来、JISC及び主務大臣が実施していた業務が付加されることになり、JIS原案作成団体よりも認定機関の責務及び業務が増えることになる。ただし、制定等と基本的な流れの骨格は同じである。

なお、5.で述べたように、認定機関が認定の更新をしないとき、業務の廃止をしたとき、認定を取り消されたとき等は、これらの認定機関等による制定等がされたJISは、法第11条等により主務大臣が制定等をしたものとみなして見直しを行うことになる（法第18条第3項）。

各段階において認定機関として留意すべき事項は次のとおり。

（1）主務大臣からの見直しの命令

法第18条第1項の見直しの命令の義務は、主務大臣にあることから、認定機関の申

出により制定等された JIS が 5 年を経過する日までに主務大臣から JIS が適正であるかどうかを検討し、報告する旨の命令が認定機関に対して行われる。

(2) 認定機関での検討

現在、法第 12 条の申出を行った JIS 原案作成団体に対して、主務大臣から見直しの調査依頼が行われているため、この運用同様に国際規格や市場・技術動向等の調査、他の類似 JIS や引用 JIS の状況等を調査し、確認等の検討をし、報告することになる。ただし、認定機関の検討結果に基づく報告がなされた JIS については、JISC の審議に付されることなく、確認等の公示が行われることになることから、その検討結果を取りまとめるにあたっては、13.1 (2) の JIS 制定等の手続きと同様に行うことになる。ここで、機関命令第 4 条 7 号に基づく利害関係者の産業標準作成委員会参画の確保、同条第 8 号に基づく異議申立ての機会の確保、同条第 9 号に基づく意見受付の実施（確認は除く。）は行わなければならない。

なお、異議申立ての機会の確保、意見受付の実施の結果、先に審議した産業標準作成委員会での JIS の見直しの議決結果に変更が生じない場合には、その後の確認又は廃止についての産業標準作成委員会での審議については必ずしも必要としない。この場合、その方針等についてはあらかじめ産業標準作成委員会で決定しておく必要がある。

また、現在の運用と同様、この命令の結果、JIS の改正の必要があったとしても、JIS 案の作成及び審議に時間を要する場合には、改正の必要性を記載した上で、主務大臣に対して暫定的に確認等する旨の報告を行う。

(3) 主務大臣への確認等見直しの報告

確認等の報告を主務大臣に対して行う。

(4) 主務大臣による確認等見直しの手続き

13.1 (4) 同様に JISC の審議を経ることなく、主務大臣は、認定機関の報告に基づき、確認等の手続きを行う。

(5) 主務大臣による公示

13.1 (5) 同様に主務大臣において官報公示の手続きが行われる。

13.4 主務大臣による命令によらない見直し

法第 18 条に基づく主務大臣による命令は、認定機関として制定等の JIS 案を作成し、主務大臣から制定等の公示をされた JIS が対象となる。一方で、原則として、認定機関になるのは、これまで JIS の原案作成団体として十分な実績がある団体等であることから、作成しようとする産業標準の案の範囲には、JIS 原案作成団体として、JIS 原案を作成し、既に制定等がされている多くの JIS を含めて認定の申請することになる。この場合、これらの JIS は、法 18 条に基づく主務大臣の命令の対象となる前に、5 年見直し期限を迎えることになる。

認定機関には、前述のとおり実施の体制として、JIS の国際整合化等、JIS が適切であることを確認することが求められることから、法第 18 条による主務大臣からの命令が行われなくとも、作成しようとする産業標準の案の範囲とした JIS について適切であるかどうかを確認することが求められる。したがって、13.3 に基づく主務大臣からの命令が行われなくとも、認定されてからの 5 年間は、作成しようとする産業標準の案のうち、既に制定等さ

れている JIS について、5年見直しの期限を迎える JIS については、認定機関みずから確認、改正又は廃止のいずれとすべきかを検討し、産業標準作成委員会で審議し、法第 16 条において準用する法第 14 条に基づき申出を行う必要がある。

なお、運用上は、事務効率化のために見直し期限を迎える JIS リスト及び見直しのスケジュールについては、経済産業省から認定機関に対して示される。

【参考資料】

1. 関係法令

① 産業標準化法（昭和24年法律第185号）（抜粋）

（法律の目的）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによつて、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「産業標準化」とは、次に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「産業標準」とは、産業標準化のための基準をいう。

- 一 鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第一項に規定する農林物資をいう。第十号において同じ。）を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
 - 二 鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
 - 三 鉱工業品の包装の種類、型式、形状、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法
 - 四 鉱工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法
 - 五 鉱工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は単位
 - 六 プログラムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下単に「電磁的記録」という。）の種類、構造、品質、等級又は性能
 - 七 電磁的記録の作成方法又は使用方法
 - 八 電磁的記録に関する試験又は測定の方法
 - 九 建築物その他の構築物の設計、施工方法又は安全条件
 - 十 役務（農林物資の販売その他の取扱いに係る役務を除く。以下同じ。）の種類、内容、品質又は等級
 - 十一 役務の内容又は品質に関する調査又は評価の方法
 - 十二 役務に関する用語、略語、記号、符号又は単位
 - 十三 役務の提供に必要な能力
 - 十四 事業者の経営管理の方法（日本農林規格等に関する法律第二条第二項第二号に規定する経営管理の方法を除く。）
 - 十五 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項
- 2 この法律において「国際標準化」とは、前項各号に掲げる事項を国際的に統一し、又は単純化することをいい、「国際標準」とは、国際標準化のための基準をいう。
- （産業標準の制定）

第十一条 主務大臣は、産業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会の議決を

経なければならない。

第十二条 利害関係人は、主務省令の定めるところにより、原案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、第十五条第一項の規定により認定産業標準作成機関（第二十四条第一項に規定する認定産業標準作成機関をいう。第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項並びに第十八条において同じ。）に産業標準の案の作成及び提出を命ずる場合を除き、産業標準の案を調査会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を徴しなければならない。

第十三条 調査会は、主務省令で定める公正な手続に従い、産業標準の案を審議し、その結果を主務大臣に答申しなければならない。

2 主務大臣は、調査会が制定すべきものと答申した産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適當であると認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。

第十四条 認定産業標準作成機関は、主務省令の定めるところにより、案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた主務大臣は、その申出に係る産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適當であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、適用しない。

3 主務大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出をした認定産業標準作成機関に通知しなければならない。

第十五条 主務大臣は、産業標準化の促進のため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準の案（当該認定産業標準作成機関の第二十二条第一項の認定に係る同条第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属するものに限る。）の作成及び提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の提出を受けた場合において、その提出された産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適當であると認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、適用しない。

（産業標準の確認、改正及び廃止）

第十六条 第十一条から前条までの規定は、産業標準の確認、改正又は廃止について準用する。

第十七条 主務大臣は、第十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制

定し、又は確認し、若しくは改正した産業標準がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに調査会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

第十八条 主務大臣は、第十四条第二項又は第十五条第二項（これらの規定を第十六条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した産業標準がなお適正であるかどうかについて検討し、その結果を報告すべきことを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに当該産業標準に係る第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出又は第十五条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の提出（第三項において「申出等」という。）を行つた認定産業標準作成機関に命じなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定により検討を命じた認定産業標準作成機関からその検討の結果について報告を受けたときは、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは、当該報告に係る産業標準を改正し、若しくは廃止しなければならない。この場合において、第十六条において準用する第十一条の規定は、適用しない
- 3 第一項の場合において、当該産業標準に係る申出等を行つた認定産業標準作成機関が第二十三条第一項の認定の更新をせず、第二十五条の規定により業務の廃止の届出をし、又は第二十七条の規定によりその認定を取り消されたときその他当該認定産業標準作成機関に命ずることが適当でないと認められるときは、当該認定産業標準作成機関の申出等に係る産業標準は、第十一条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が制定し、又は確認し、若しくは改正したものとみなして、前条の規定を適用する。

（公示）

第十九条 主務大臣は、産業標準を制定し、確認し、改正し、又は廃止したときは、これを公示しなければならない。

（日本産業規格）

第二十条 第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定された産業標準は、日本産業規格という。

- 2 何人も、第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定された産業標準でないものについて日本産業規格又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（公聴会）

第二十一条 主務大臣は、産業標準化のため必要があると認めるときは、公聴会を開いて利害関係人の意見を聞くことができる。

- 2 調査会又は産業標準に実質的な利害関係を有する者は、産業標準が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会の開催を請求することができる。
- 3 主務大臣は、前項の規定による請求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。
- 4 主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、産業標準の改正を必要と認めるときは、産業標準を調査会に付議し、その改正について適切な審議を行わせなけ

ればならない。

5 前各項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、主務省令で定める。

(認定)

第二十二条 産業標準の案を作成しようとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名
- 二 作成しようとする産業標準の案の範囲
- 三 作成しようとする産業標準の案の作成の業務（以下「産業標準作成業務」という。）

に従事する者の知識及び能力に関する事項

四 産業標準作成業務の実施の方法

五 産業標準作成業務の実施体制

3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十七条の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロに該当する者があるもの

二 産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務について十分な知識及び能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること

三 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制が、産業標準の案を作成する業務を適正かつ円滑に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第二十三条 前条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

(変更の認定等)

第二十四条 第二十二条第一項の認定を受けた者（以下「認定産業標準作成機関」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第二十二条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

4 認定産業標準作成機関は、第二十二条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたと

き、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第二十五条 認定産業標準作成機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十六条 主務大臣は、認定産業標準作成機関の産業標準作成業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定産業標準作成機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十七条 主務大臣は、認定産業標準作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条第一項、第十八条第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 二 不正の手段により第二十二条第一項の認定、第二十三条第一項の認定の更新又は第二十四条第一項の変更の認定を受けたことが判明したとき。
- 三 第二十二条第三項第一号イ又はハに該当するに至ったとき。
- 四 第二十二条第三項第二号又は第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき
- 五 第二十四条第一項若しくは第四項又は次条の規定に違反したとき。

(帳簿の記載)

第二十八条 認定産業標準作成機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、産業標準作成業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準作成業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定産業標準作成機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

② 産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣等を定める政令（平成12年政令第296号）

（鉱工業品等に係る産業標準に関する事項についての主務大臣）

第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項第一号の政令で定める主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 法第七十二条第一項第一号に規定する産業標準に関する事項（次号から第四号までに掲げるものを除く。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であって、当該鉱工業品の生産又は当該鉱工業の技術に係る鉱工業品の生産の事業を所管する大臣とする。
- 二 法第七十二条第一項第一号に規定する産業標準に関する事項のうち、合板（航空機用のものに限る。）に関するものについては、農林水産大臣とする。
- 三 法第七十二条第一項第一号に規定する産業標準に関する事項のうち、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の適用を受ける航空機及びその装備品（以下「航空機等」という。）の安全度（同法第十条第四項第一号の基準（以下「安全基準」という。）に係るものに限り、次号に掲げるものを除く。）並びに航空機等に関する試験、分析、検査及び測定の方法（安全基準に係るものに限り、次号に掲げるものを除く。）については、国土交通大臣とする。
- 四 法第七十二条第一項第一号に規定する産業標準に関する事項のうち、航空機等の安全度（安全基準に係るものに限る。）並びに航空機等に関する試験、分析、検査及び測定の方法（安全基準に係るものに限る。）であって、航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する航空機及び同条第二項に規定する航空機用機器に関する同法第六条第二項（同法第九条第二項、第十二条第二項及び第十四条第二項の規定により準用する場合を含む。）及び同法第十二条第一項の基準に係るものについては、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

（電磁的記録に係る産業標準に関する事項についての主務大臣）

第二条 法第七十二条第一項第二号の政令で定める主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であって、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣とする。

（建築物等に係る産業標準に関する事項についての主務大臣）

第三条 法第七十二条第一項第三号の政令で定める主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 法第七十二条第一項第三号に規定する産業標準に関する事項（次号に掲げるものを除く。）のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第三号に規定する係留施設並びに飛行場において航空機の航行に必要な事項を表示する標識及び施設並びに航空法第二条第五項に規定する航空保安施設に関するものについては国土交通大臣とし、学校施設に関するものについては文部科学大臣とする。
- 二 法第七十二条第一項第三号に規定する産業標準に関する事項のうち、建築物その他の構築物に共通する設計、施行方法及び安全条件に係るものについては、国土交通大臣とする。

（労働災害の防止に関する産業標準に関する事項）

第四条 法第七十二条第一項第四号の政令で定める事項は、鉱工業品の生産に関する安

全条件（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十条から第二十五条までの規定により労働者について危険又は健康障害を防止するために事業者が講じなければならない措置に係るもの及び同法第五十六条第一項の政令で定める物に係るものに限る。）に関する事項及び次の各号に掲げる鉱工業品の区分に応じ、当該各号に定める事項（労働災害の防止に関するものに限る。）とする。

- 一 労働安全衛生法別表第二に規定する機械等（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三条第四項及び第五項の規定により同表に規定する機械等に含まれないこととなるものを除く。）並びに同令第十二条第一項及び第十三条第三項に規定する機械等、同法第二条第四号に規定する作業環境測定を行うための機器並びに労働者の健康障害を防止するための保護具（同法の適用を受けるものに限る。）
 安全度
- 二 労働安全衛生法施行令第十四条から第十五条までに規定する機械等（労働安全衛生法の適用を受けるものに限る。）
 検査の方法
 （役務に係る産業標準に関する事項についての主務大臣）

第五条 法第七十二条第一項第五号の政令で定める主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であって、当該役務の提供の事業を所管する大臣とする。

（経営管理の方法に係る産業標準に関する事項についての主務大臣）

第六条 法第七十二条第一項第六号の政令で定める主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であって、当該経営管理の方法を用いることが見込まれる事業を所管する大臣とする。
- 二 法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項のうち、業種に普遍的な経営管理の方法については、経済産業大臣とする。

③ 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令（昭和 55 年政令第 266 号）（抜粋）

（認定産業標準作成機関の認定の有効期間）

第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二十三条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

④ 産業標準化法施行規則（昭和24年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第1号）（抜粋）

（認定産業標準作成機関からの申出）

第二条の五 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定産業標準作成機関が申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を産業標準の案とともに、主務大臣に提出しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を産業標準の案とみなし、その提出を省略することができる。

- 一 申出人の住所及び氏名又は名称
- 二 制定、確認、改正又は廃止しようとする産業標準の名称及び制定、確認、改正又は廃止の別
- 三 制定、確認、改正又は廃止しようとする理由
- 四 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過又は産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成三十年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第四条第二号に規定する産業標準作成委員会の議事録

（第二条の六準用規定の読み替え）

（電子情報処理組織による手続の特例）

第二条の二 主務大臣は、法第十四条第一項の規定による申出について、電子情報処理組織（主務大臣の仕様に係る電子計算機（以下「大臣用電子計算機」という。）と、同項の規定による申出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「申出用電子計算機」という。）とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた法第十四条第一項の規定による申出は、大臣用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。
- 3 法第十四条第一項の規定により主務大臣に申出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同項の規定による申出を行うときは、前条の規定にかかわらず、大臣用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申出様式に記録すべき事項及び産業標準の案を申出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を産業標準の案とみなし、その入力を省略することができる。

（識別番号等の通知）

第二条の三 電子情報処理組織を使用して法第十四条第一項の規定による申出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事實を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

- 3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(公示)

第三条 法第十九条に規定する公示は、その産業標準の名称及び番号並びに制定、確認、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。

⑤ 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成 30 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）（様式は抜粋）

（用語）

第一条 この命令で使用する用語は、産業標準化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（認定の申請）

第二条 法第二十二条第二項の規定による申請は、様式第一による申請書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十二条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 二 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する書類
 - 三 作成しようとする産業標準の案の一覧表
 - 四 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第二十二条第三項第一号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類
 - 五 産業標準作成責任者（第四条第四号に規定する産業標準作成責任者をいう。以下の号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）に関する次に掲げる書類
 - イ 産業標準作成責任者の氏名及び略歴を記載した書類
 - ロ 申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類
 - ハ 申請者が法人である場合であって、ロに該当しない場合においては、雇用契約書の写しその他申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が法第二十二条第三項第一号イ及びロに該当しないことを証する書類
 - ニ 次条第一号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類
- 六 産業標準作成業務に従事する者（前号イに掲げる者を除く。）の氏名、略歴及び担

当する業務の範囲を記載した書類

- 七 産業標準作成業務に従事する者が受講した次条第三号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあっては、その旨を証する書類）
- 八 産業標準作成業務に関する組織図
- 九 産業標準作成委員会（第四条第二号に規定する産業標準作成委員会をいう。）の構成員の氏名、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載した書類
- 十 第四条第三号及び第五号から第九号までの認定の基準に適合することを確保するための規程
- 十一 その他主務大臣が必要と認める書類
(認定の基準)

第三条 法第二十二条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業標準作成責任者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し五年以上の実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。
- 二 産業標準作成責任者が、法第二十二条第三項第一号イ又はロに該当しないこと。
- 三 産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し一年以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及び日本産業規格Z八三〇一に係る講習を修了していること。

第四条 法第二十二条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していること。
- 二 産業標準の案の作成及び審議を行う委員会（以下「産業標準作成委員会」という。）を設置していること。
- 三 産業標準作成委員会の構成員の構成が、学識経験者、生産者、使用者及び消費者その他の作成しようとする産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する全ての者の意向を反映するよう配慮されていること。
- 四 産業標準作成業務に従事する者のうち、当該業務を統括管理する責任者（以下「産業標準作成責任者」という。）を選任していること。
- 五 産業標準作成業務の公正性を確保するために必要な方法が適切に定められていること。
- 六 作成しようとする産業標準の案に關係する国際規格（国際標準化機構、国際電気標準会議その他国際標準に関する国際団体が定める国際標準をいう。以下同じ。）及び既存の日本産業規格に係る調査の方法並びに当該産業標準の案が産業標準として適切なものであることを確認するための方法が適切に定められていること。
- 七 産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する者が産業標準作成委員会に参加するための方法が適切に定められていること。
- 八 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の作成の過程において当該案に係る実質的な利害関係を有する者からの当該案の作成に対する異議申立てを受け付ける方法

及び当該異議申立てに対する処理方法が適切に定められていること。

九 産業標準の制定、改正又は廃止の案の申出前に、当該案に係る実質的な利害関係を有する者からの当該案に対する意見を受け付ける方法が適切に定められていること。
(認定の更新の申請)

第五条 認定産業標準作成機関は、法第二十三条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三月前までに、様式第一による申請書に第二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出している同項各号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(軽微な変更)

第六条 法第二十四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 作成しようとする産業標準の案の範囲の変更
- 二 産業標準作成責任者の変更
- 三 産業標準作成業務に関する組織図の変更
- 四 産業標準作成委員会の新設、統合又は廃止
- 五 産業標準作成委員会の構成員の構成に関する変更
- 六 第二条第二項第十号に規定する規程の変更

(変更の認定等)

第七条 法第二十四条第二項の規定による申請は、様式第二による申請書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出して行うものとする。

- 2 法第二十四条第二項の主務省令で定める書類は、第二条第二項各号に掲げる書類（法第二十二条第二項の認定若しくはその更新又は法第二十四条第二項の変更の認定の申請書に添付して提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。
- 3 認定産業標準作成機関は、法第二十四条第四項に規定する届出をするときは、様式第三による届出書に変更の事実を証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第八条 認定産業標準作成機関は、法第二十五条の規定により廃止の届出をしようとするときは、廃止をしようとする日の六月前までに、様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載)

第九条 法第二十八条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 制定又は改正の申出を行った産業標準の案
- 二 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過及び産業標準作成委員会の議事録
- 三 産業標準作成業務に従事する者に関する事項及びその変更に関する記録
- 四 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制に関する事項並びにそれらの変更に関する記録

五 産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する事項

2 前項各号に掲げる事項に係る帳簿の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる事項に係る帳簿 産業標準の制定又は改正の日から五年間

二 前項第二号に掲げる事項に係る帳簿 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の日から五年間

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項に係る帳簿 その作成の日から現に認定を受けている認定の効力を失った日まで

四 前項第五号に掲げる事項に係る帳簿 その契約の終了の日から五年間

(立入検査の証票)

第十条 法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第五によるものとする。

(資料等の公表)

第十一条 認定産業標準作成機関は、産業標準作成委員会の終了後、遅滞なく、その資料及び議事録を公表しなければならない。

(産業標準作成責任者の責務)

第十二条 産業標準作成責任者は、第二条第二項第十号に規定する規程の制定、改廃及び管理並びに周知について統括しなければならない。

2 産業標準作成責任者は、産業標準作成業務に従事する者に対して、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及び日本産業規格Z八三〇一に係る教育訓練を継続的に実施しなければならない。

(産業標準の案と他の規格との重複排除等)

第十三条 認定産業標準作成機関は、第四条第六号に規定する調査及び確認に基づき、制定又は改正の申出をしようとする産業標準の案と類似の国際規格が存在する場合又は当該国際規格の制定若しくは改正が見込まれる場合は、可能な限り当該国際規格を当該産業標準の案の基礎として用いるとともに、当該産業標準の案と既存の日本産業規格との内容の重複又は矛盾を避けなければならない。

(一覧表の作成等)

第十四条 認定産業標準作成機関は、第二条第二項第三号に規定する一覧表を少なくとも六月に一回、作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

(産業標準の案の作成方法)

第十五条 認定産業標準作成機関は、制定又は改正の申出をしようとする産業標準の案が、日本産業規格Z八三〇一に規定する事項を満たすよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第十六条 主務大臣は、第十四条の規定による提出について、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（以下「大臣用電子計算機」という。）と、同条の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「提出用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた第十四条の規定による提出は、大臣用電子計算機に備え

られたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。

- 3 第十四条の規定により主務大臣に提出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同条の規定による提出を行うときは、同条の規定にかかわらず、大臣用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な提出様式に記録すべき事項を提出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

（識別番号等の通知）

第十七条 電子情報処理組織を使用して第十四条の規定による提出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

様式第1（第2条及び第5条関係）

認定（認定の更新）申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

産業標準化法第22条第2項（第23条第2項において準用する第22条第2項）の規定に基づき、下記のとおり産業標準作成機関の認定（認定の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

作成しようと する産業標準 の案の範囲		
認定（認定の 更新）を受け ようとする産 業標準作成機 関	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地 (郵便番号)	
	法人番号	
電話番号		
ホームページア ドレス		
役員の氏名 及び役職名		
産業標準作成 責任者	氏名及び役職名	
	電話番号	
	電子メールアド レス	
別紙書類一覧		
<input checked="" type="checkbox"/> 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令第2条第2項 1 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（第1号） 2 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する書類（第2号）		

- 3 作成しようとする産業標準の案の一覧表（第3号）
- 4 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が産業標準化法第22条第3項第1号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類（第4号）
- 5 産業標準作成責任者の氏名及び略歴を記載した書類（第5号イ）
- 6 申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類（第5号ロ）
- 7 申請者が法人である場合であって、第5号ロに該当しない場合には、雇用契約書の写しその他の申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が産業標準化法第22条第3項第1号イ及びロに該当しないことを証する書類（第5号ハ）
- 8 第3条第1号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類（第5号ニ）
- 9 産業標準作成業務に従事する者（第5号イに掲げる者を除く。）の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類（第6号）
- 10 産業標準作成業務に従事する者が受講した第3条第3号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあっては、その旨を証する書類）（第7号）
- 11 産業標準作成業務に関する組織図（第8号）
- 12 産業標準作成委員会の構成員の氏名、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載した書類（第9号）
- 13 第4条第3号及び第5号から第9号までの認定の基準に適合することを確保するための規程（第10号）
- 14 その他主務大臣が必要と認める書類（第11号）

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「作成しようとする産業標準の案の範囲」の欄は、別表に掲げる区分を記載すること。この場合において、別表に掲げる区分について、その範囲を限ることができる。
- 3 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記入すること。

- 4 「ホームページアドレス」の欄は、産業標準作成業務に関する公表を行うために用いるものを記入すること。
- 5 「作成しようとする産業標準の案の一覧表」は、「作成しようとする産業標準の案の範囲」の欄に記載した区分に応じ、産業標準の案の名称、産業標準化法第2条第1項各号の該当する号番号、主務大臣及び適用範囲（既存の日本産業規格であって、確認、改正又は廃止を申し出る場合は、JIS番号、規格名称及び主務大臣）を一覧表にすること。
- 6 認定の更新において、既に主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

別表

区分	業務の範囲
土木及び建築	部門記号Aに分類される産業標準化法第2条第1項第1号から第9号まで及び第14号に掲げる事項(以下「鉱工業品等」という。)に係る産業標準の案
一般機械	部門記号Bに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
電子機器及び電気機械	部門記号Cに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
自動車	部門記号Dに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
鉄道	部門記号Eに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
船舶	部門記号Fに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
鉄鋼	部門記号Gに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
非鉄金属	部門記号Hに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
化学	部門記号Kに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
繊維	部門記号Lに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
鉱山	部門記号Mに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
パルプ及び紙	部門記号Pに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
管理システム	部門記号Qに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
窯業	部門記号Rに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
日用品	部門記号Sに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
医療安全用具	部門記号Tに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
航空	部門記号Wに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
情報処理	部門記号Xに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
役務	産業標準化法第2条第1項第10号から第13号までに掲げる事項に係る産業標準の案
その他	部門記号Zに分類される産業標準化法第2条第1項第1号から第14号までに掲げる事項に係る産業標準の案

備考 この表において「部門記号」とは、日本産業規格(JIS)部門記号をいう。

様式第2（第7条第1項関係）

変更認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

産業標準化法第24条第1項の変更の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

- 1 認定産業標準作成機関の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更の予定年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 2は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
- 3 認定申請時の別紙書類に変更がある場合は、変更後の別紙書類を添付すること。

様式第3（第7条第3項関係）

軽微変更届

年月日

主務大臣名 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

下記のとおり、軽微な変更をしたので、産業標準化法第24条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 認定産業標準作成機関の名称
- 2 軽微な変更の内容
- 3 軽微な変更の理由
- 4 変更年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 2は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
- 3 認定申請時の別紙書類に軽微な変更をした場合は、変更後の別紙書類を添付すること。

様式第4（第8条関係）

業務廃止届

年月日

主務大臣名 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

下記のとおり、認定産業標準作成機関の業務を廃止したいので、産業標準化法第25条の規定により、届け出ます。

記

- 1 認定産業標準作成機関の名称
- 2 廃止の予定期日
- 3 廃止の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

⑥ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（抜粋）

（電磁的記録による保存）

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 (略)

（電磁的記録による作成）

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2・3 (略)

⑦ 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第7号）（認定機関法28条部分抜粋）

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調整するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法。

2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

3 民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

⑧ 産業標準化法に係る電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準（平成17年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）

1 産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第1項の保存を行う場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。

2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「情報システム」とは、電磁的方法による記録、保存等をするためのシステムをいう。

(2) 「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。

(3) 「プログラム」とは、プログラム言語により記述された命令の組合せをいう。

(4) 「事務室」とは、端末機、サーバー、ワークステーション、パーソナルコンピューター等を設置している室、店舗等をいう。

(5) 「データ保管室」とは、データ、プログラム等を含んだ記録媒体等を保管する室をいう。

(6) 「記録媒体」とは、データ、プログラム等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード類をいう。

別表

基 準
1 ログ ①情報システムには、データの保存又は更新時に保存又は更新の日時及び実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。 ②取得した「ログデータ」は安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用規定を設けること。
2 アクセス

- ①情報システムには、個人別のID、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。
- ②情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を設けること。
- ③個人別のIDは、複数者で共用しないこと。
- ④情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制御する機能を設けること。
- ⑤情報システムは、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないように周知徹底する等の措置をとること。
- ⑥人事異動等で使わなくなったID及びパスワードは、直ちに無効化すること。

3 バックアップ

- ①情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けた上で行い、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること。
- ②データを収藏したデータ記録媒体は当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること。
- ③データを収藏したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること。

4 セキュリティ対策等

- ①外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。
- ②情報システムには、データのエラーの検出機能を設けること。
- ③情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。

5 スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）による読み取りに係る取扱い

- ①作業責任者の明確化等スキャナによる読み取りに係る運用管理規程を定めること。
- ②スキャナにより読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること。

6 情報システムの運用管理

- ①情報システムの管理には、管理責任者を定めること。
- ②管理責任者は、以下の項目の管理規程を明文化して定め、関係者に周知徹底すること。
 - ・事務室及びデータ保管室への入退室管理
 - ・ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
- ③情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤切断を防止すること。
- ④データを収藏したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと。

- ⑤情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること。
- ⑥情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上の運用を開始すること。

7 情報システムの点検・監査

- ①情報システムの自主点検又は内部検査を定期的に行うこと。
- ②第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと。

⑨ 電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準（平成30年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第2号）（抜粋）

二 規則第二条の六において準用する規則第二条の二第三項の規定による申出を行う者の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能の全てを備えたものでなければならない。

イ 規則第二条の六において準用する規則第二条の二第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機から入手した申出様式に入力できる機能

ロ 規則第二条の六において準用する規則第二条の二第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

三 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（以下「機関命令」という。）第十六条第三項の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能の全てを備えたものでなければならない。

イ 機関命令第十六条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機から入手した提出様式に入力できる機能

ロ 機関命令第十六条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

⑩ 電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者があらかじめ提出すべき書面等の様式（平成30年経済産業省告示第218号）

産業標準化法施行規則第二条の三第一項（第二条の六において準用する場合を含む。）及び産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令第十七条第一項に規定する書面等の様式は、別記様式とする。

別記
様式

電子情報処理組織使用（変更、廃止）申請書

年　月　日

経済産業大臣 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

産業標準化法施行規則（又は産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令）
第　　条　　第　　項の規定に基づき、下記のとおり電子情報処理組織の使用（変更又は廃止）に係る事項を申請します。

記

フ　リ　ガ　ナ			
氏名又は名称			
氏名又は名称の英文			
法　人　番　号			
郵　便　番　号	:	:	:
住　所			
備　考			

フ　リ　ガ　ナ		所　属	
担当者氏名		及び	
役　職			
電　話　番　号			
電子メールアドレス			
備　考			
※　識　別　番　号			

- 注(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
(2) 法令の条項については、電子情報処理組織の使用（変更又は廃止）の適用条文名を記載すること。
(3) 不要の文字は、削除すること。
(4) 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記入すること。
(5) ※印の欄は記入しないこと。
(6) 産業標準化法施行規則第2条の3第1項の場合にあっては、申出人の職業とその業務内容（申出人が団体の代表者であるときはその団体の目的及び業務内容並びに構成員の氏名又は名称）を証する書類を添付すること。
(7) 提出事項に変更があった場合には、備考欄に変更事項を記入し、当該事実を証する書類を添付の上、提出すること。

2. WTO/TBT 協定（任意規格関連部分抜粋）

第四条 任意規格の立案、制定及び適用

- 4.1 加盟国は、中央政府標準化機関が附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準(この協定において「適正実施規準」という。)を受け入れかつ遵守することを確保する。加盟国は、自国の領域内の地方政府標準化機関及び非政府標準化機関並びに加盟国又は自国の領域内の一若しくは二以上の機関が構成員である地域標準化機関が適正実施規準を受け入れかつ遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、加盟国は、これらの標準化機関が適正実施規準に反する態様で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。標準化機関の適正実施規準の遵守についての加盟国の義務は、標準化機関が適正実施規準を受け入れているか受け入れていないかを問わず適用する。
- 4.2 適正実施規準を受け入れかつ遵守している標準化機関は、この協定の原則に従っているものと加盟国により認められる。

附屬書三 任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準

一般規定

- A. 適正実施規準の適用上、この協定の附屬書一の用語の意義は、同附屬書の定義に従う。
- B. 適正実施規準は、世界貿易機関の加盟国の領域内の標準化機関(中央政府機関であるか地方政府機関であるか非政府機関であるかを問わない。)、一又は二以上の構成員が世界貿易機関の加盟国である政府地域標準化機関及び一又は二以上の構成員が世界貿易機関の加盟国の領域内に所在する非政府地域標準化機関(適正実施規準においてこれらの標準化機関を「標準化機関」という。)の受入れのために開放しておく。
- C. 適正実施規準を受け入れ又は適正実施規準の受入れを撤回した標準化機関は、その旨をジュネーヴにある国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに通報する。その通報には、関係標準化機関の名称及び所在地並びに現在の及び予定されるその標準化活動の範囲を含める。その通報は、同情報センターに直接若しくは国際標準化機構・国際電気標準会議の国を代表する構成員を通じて又は、可能なときは、国際標準化機構情報ネットワーク (ISONET) に関係する国の構成員若しくは国際支部のいずれか適当なものを通じて、送付することができる。

実体規定

- D. 標準化機関は、任意規格に関し、いずれの世界貿易機関の加盟国の領域を原産地とする产品についても、同種の国内原産の产品及び他のいずれかの国を原産地とする产品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。
- E. 標準化機関は、国際貿易に対する不必要的障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように任意規格が立案され、制定され及び適用されないことを確保する。
- F. 標準化機関は、国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。ただし、当該国際規格又はその

関連部分が不十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

G. 標準化機関は、任意規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るために、自らが任意規格を制定しており又は制定しようとしている対象事項についての国際規格を国際標準化機関が立案する場合には、適切な方法で、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。ある加盟国の領域内のすべての標準化機関のための特定の国際標準化活動への参加は、可能なときは、当該国際標準化活動の対象事項について任意規格を制定しており又は制定しようとしている当該加盟国の領域内のすべての標準化機関を代表する一の代表団を通じて行う。

H. 加盟国の領域内の標準化機関は、国内の他の標準化機関又は関係する国際標準化機関若しくは地域標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けるよう、及び自己が作成する任意規格につき国内の合意が得られるようあらゆる努力を払う。同様に、地域標準化機関は、関係国際標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けるようあらゆる努力を払う。

I. 標準化機関は、適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した產品の要件に基づく任意規格を定める。

J. 標準化機関は、少なくとも六箇月に一回、その名称及び所在地、現在立案されている任意規格並びに直前の期間において制定された任意規格を含む作業計画を公表する。立案中の任意規格とは、任意規格を作成することを決定した時から任意規格が制定されるまでのものをいう。特定の任意規格案の表題は、要請に応じ、英語、フランス語又はスペイン語によって提供する。作業計画の存在の通知は、標準化活動に関する、全国的な又は、状況に応じ、地域的な出版物に公表する。

作業計画には、各任意規格について、国際標準化機構情報ネットワークの規則に従い、対象事項に関する分類、任意規格の作成において到達している段階、基礎として用いた国際規格の出典を表示する。標準化機関は、当該作業計画の公表の時までに、当該作業計画の存在をジュネーヴにある国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに通報する。

通報には、標準化機関の名称及び所在地、作業計画が公表されている出版物の名称及び号、当該作業計画が適用される期間、当該出版物に価格がある場合にはその価格並びに当該出版物の入手方法を含める。その通報は、国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに直接又は、可能なときは、国際標準化機構情報ネットワークに関係する国を代表する構成員若しくは同情報ネットワークの国際支部のいずれか適当なものを通じて、送付することができる。

K. 国際標準化機構・国際電気標準会議の国を代表する構成員は、国際標準化機構情報ネットワークの構成員となるために又は他の機関が構成員となることを指名するために及び同情報ネットワークの構成員として可能な最高の類型の構成員となるためにあらゆる努力を払う。他の標準化機関は、同情報ネットワークの構成員と提携するためにあらゆる努力を払う。

L. 標準化機関は、任意規格を制定する前に、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置く。

ただし、この期間は、安全上、健康上又は環境上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、短縮することができる。標準化機関は、意見の提出期間が開始されるまでに、Jに規定する出版物に意見の提出期間を公告する。その公告には、実行可能な限り、任意規格案が関連する国際規格と相違しているか相違していないかを含める。

M. 標準化機関は、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者の要請に応じ、意見を求めるために提示した任意規格案の写しを速やかに提供し又は提供の便宜を図る。この役務の提供のために課する手数料は、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

N. 標準化機関は、意見の提出期間中に受領した意見を任意規格の作成のその後の段階において、考慮する。適正実施規準を受け入れた標準化機関を通じて受領した意見については、要請があった場合には、可能な限り速やかに回答する。その回答には、関連する国際規格と相違する必要がある理由についての説明を含める。

O. 任意規格が制定された場合には、速やかに公表する。

P. 標準化機関は、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者の要請に応じ、自己の最新の作業計画又は制定した任意規格の写しを速やかに提供し又は提供の便宜を図る。この役務の提供のために課する手数料は、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

Q. 標準化機関は、適正実施規準を受け入れた他の標準化機関が行う適正実施規準の実施に関する申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。標準化機関は、不服を解決するために客観的な努力を払う。

3. 産業標準案等審議・審査ガイドライン（抜粋）

平成 13 年 2 月 27 日（制定）
平成 13 年 6 月 22 日（改正）
平成 15 年 8 月 27 日（改正）
平成 29 年 3 月 15 日（改正）
平成 30 年 11 月 28 日（改正）

日本工業標準調査会
標準第一部会
標準第二部会

1. 技術的内容等の審査

1. 1 産業標準化法第 11 条の規定等により付議された案件

法第 11 条の規定又はこれを準用する法第 16 条の規定により、主務大臣が産業標準の制定、改正、確認又は廃止（以下単に「制定等」という。）の付議を行った場合、その調査審議の付託を受けた部会又は専門委員会は、別紙 1 を基礎として、産業標準案、改正案又は確認若しくは廃止の対象となる産業標準（以下単に「産業標準案等」という。）が、国家標準として定めるに足る技術的内容又は役務の内容（以下「技術的内容等」という。）を確保したものか否かを審議する。必要な場合、部会又は専門委員会は産業標準案等に対する修正提案を行う。

1. 2 産業標準化法第 12 条第 2 項の規定等により付議された案件（略）

1. 3 産業標準化法第 14 条の規定等により認定機関から申出等を受けた案件

法第 14 条の規定、これを準用する法第 16 条又は法第 18 条の規定により認定産業標準作成機関（以下「認定機関」という。）から、産業標準の制定等の申出又は報告がされた場合、主務大臣は、別紙 2 の国が主体的に取り組む分野であるか、又はそれ以外の分野にあっては、別紙 3 の市場適合性が有されたものであるか、さらに、別紙 1 を基礎として、産業標準案等が、国家標準として定めるに足る技術的内容等を確保したものか否かを審査する。

なお、国家標準として定めるに足る技術的内容等を確保したものであることが確認できない場合等必要な場合には、調査会に付議し、法第 14 条第 3 項に基づき制定等しない旨（又は修正等条件付きの制定等）の審議をすることができる。

1. 4 産業標準化法第 15 条の規定等により認定機関から提出された案件

法第 15 条の規定又はこれを準用する法第 16 条の規定により認定産業標準作成機関（以下「認定機関」という。）から、産業標準の制定等の提出がされた場合、主務大臣は、別紙 1 を基礎として、産業標準案等が、国家標準として定めるに足る技術的内容等を確保したものか否かを審査する。

なお、国家標準として定めるに足る技術的内容等を確保したものであることが確認でき

ない場合等必要な場合には、調査会に付議し、法第14条第3項に基づき制定等しない旨（又は修正等条件付きの制定等）の審議をすることができる。

1. 5 産業標準化法第3条第2項の規定により諮問された案件（略）

2. 産業標準案又は改正案に対する利害関係者の意向の反映

産業標準の制定又は改正の付託を受けた専門委員会は、産業標準案又は改正案が別紙6による原案作成委員会を設置して作成していないなど、全ての実質的な利害関係者の意向を適正に反映したものでない、又はあるか否かを判断できない場合、自ら行う調査審議に先立って、全ての実質的な利害関係者が適當な比率で参画するワーキンググループを設置して審議する等、利害関係者の意向を適切に反映するよう必要な調整を行う。

3. 知的財産権の取扱い

特許権、著作権等知的財産権の取扱いについて、標準第一部会、標準第二部会などにおいて別途手続を決定した場合、これらに従い、産業標準の制定等に関する調査審議・審査を行う。

附則

- 1 このガイドラインは、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成30年11月29日から施行する。
- 2 不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第6条第3項及び第4項に規定する産業標準の制定に関し必要な審議・審査、手続その他の行為は、このガイドラインの施行前においても、このガイドラインの規定の例により行うことができる（1.3及び1.4の改正規定を除く。）。

【別紙1】

国家標準とすることの妥当性の判断基準

産業標準案等が国家標準として定めるに足る技術的内容又は役務の内容を確保しているか否かの審議・審査では、以下の1. のいずれかに該当し、かつ、2. のいずれにも該当しない場合、国家標準として定めるに足る内容を確保しているものと判断する。

1. 産業標準化の利点があると認める場合

- ア. 品質の改善若しくは明確化、生産性等の向上又は産業の合理化に寄与する。
- イ. 取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化に寄与する。
- ウ. 相互理解の促進、互換性の確保に寄与する。
- エ. 効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与する。オ. 技術又は役務の普及発達又は国際産業競争力強化に寄与する。
- カ. 消費者保護、環境保全、安全確保、高齢者福祉その他社会的ニーズの充足に寄与する。
- キ. 国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。ク. 中小企業の振興に寄与する。
- ケ. 基準認証分野等における規制緩和の推進に寄与する。
- コ. その他、部会又は専門委員会が認める産業標準化の利点

2. 産業標準化の欠点があると認める場合

- ア. 著しく用途・目的が限定されるもの又は著しく限られた関係者間で生産若しくは取引されるものに係るものであり、産業標準化の利点に勝る。
- イ. 技術又は役務の陳腐化、代替技術の開発、需要構造の変化等により、その利用が縮小しているか、又は、その縮小が見込まれる。
- ウ. 標準化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいない。また、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていない。
- エ. 当該案の内容及び既存のJISとの間で著しい重複又は矛盾がある。
- オ. 対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていない。
- カ. 対応する国際規格が存在しない場合、当該JISの制定又は改正による、輸入又は役務提供海外事業者の国内参入への悪影響について、適切な考慮が行われていない。
- キ. 原案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得ることが明らかに困難である。
- ク. 原案が海外規格（ISO及びIECが制定した国際規格を除く。）その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整が行われていない。
- ケ. 技術又は役務が未成熟等の理由で、JISとすることが新たな技術又は役務の開発を著しく阻害する恐れがある。
- コ. 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていない
- サ. 産業標準化法の趣旨に反すると認められるとき。

【別紙2】

国が主体的に取り組む分野の判断基準

下記のいずれかに該当する分野は、国が主体的に取り組むものとする。

1. 基礎的・基盤的な分野

- ・用語・記号等であって共通的な理解を促進するために不可欠な規格
- ・幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格

2. 消費者保護の観点から必要な分野

不良品の購入・使用、電磁的記録の不良、役務の不良等により消費者に大きな不利益をもたらすおそれがあり、消費者保護の観点から必要な規格

3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格

安全等に係わる強制法規技術基準、公共調達基準等で幅広く引用されているもの、又は引用されることが予想されるものであって、標準化することにより公共の利益の確保につながる規格

4. 国の関与する標準化戦略等に基づき国際規格提案を目的としている規格

国の関与する標準化戦略等に基づき国の委託・補助事業で開発される規格及び ISO／IEC デレクティブによる迅速法などにより提案しようとする規格

【別紙3】

市場適合性に関する判断基準

下記のいずれかの項目に該当する場合は、市場適合性を有しているものと判断する。

1. 國際標準を JIS 化するなどの場合

- ・ISO、IEC 等で発行された国際標準又は審議中の国際標準案を JIS 化する場合
- ・既に ISO、IEC 等において新業務項目として採用されているか又は採用されることが明らかであって、国際標準案として ISO、IEC 等に提案する場合

2. 関連する生産統計等(公的機関、工業会、消費者団体その他の団体等が公表しているもの)によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合

3. 民間における第三者認証制度に活用されることが明らかな場合

※この場合は、第三者認証制度の活用について、生産者（又は電磁的記録作成事業者、役務提供事業者若しくは経営管理の方法を用いることが見込まれる事業者。以下単に「生産者等」という。）及び使用・消費者の合意が得られていること。

4. 各グループ（生産者等及び使用・消費者、又はグループを特定しにくい JIS（単位、用語、製図、基本的試験方法等）にあっては中立者）の利便性の向上が図られる場合

【別紙6】

原案作成委員会の構成等

直接商取引に関する JIS の原案作成委員会は、各グループ等からの代表委員で構成されている。なお、直接商取引に関するものについても極力この考え方が準用されている。

1. 原案作成委員会の委員構成

新たに原案作成委員会を設置するときは、全ての実質的な利害関係を有する者の意向を適正に反映させるため、その構成は各グループ（生産者等注）、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないようにしなければならない。また、必要に応じて、関係当事者（販売者、省庁（業所管、法令担当）等、JIS 登録認証機関協議会など）の参加を求ること。

ただし、直接商取引に関係せず、グループを特定しにくい JIS（単位、用語、製図、基本的試験方法等）の原案作成委員会を設置する場合に限り、代表委員全てを中立者として委員構成をしてもよい。

注) 電磁的記録の場合にあっては、電磁的記録の作成事業者

役務の場合にあっては、役務の提供事業者

2. 委員の資格

①商品（又は電磁的記録、役務若しくは経営管理の方法）、用語、試験（又は評価）方法等原案の対象となる事項について広い知識を有し、かつ、豊富な技術的・専門的経験を有する者

②関係 JIS 及び関係国内外規格等関係規格の内容に精通している者

③各グループ又は関係当事者としての立場から、組織を代表して意見を反映し得る者

3. 利害関係者の参加

国内外を問わず、利害関係者からの委員会への参加希望があった場合は、透明性確保の観点を踏まえ、少なくともオブザーバとして参加させる。